

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

【問い合わせ先】事務局次長 佐藤・千葉

学童保育(放課後児童クラブ)の実施状況調査結果について

全国学童保育連絡協議会(巻末の紹介参照)は、保護者が就労等の理由により日中、家庭にいない小学生の「生活の場」である学童保育(放課後児童クラブ)について、実施か所数や入所児童数などの調査を毎年行っています。2019年5月1日現在の実施状況調査の結果がまとまりました。

「支援の単位」数は3万2,654、入所児童数は126万9,739人
1年生から6年生まで、どの学年でも入所児童数が前年比で増加

【施策の現状と課題】

- 国は2014年4月に、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(以下、「省令基準」)を公布し、これにもとづいて各市町村(特別区も含む。以下同じ)が最低基準となる条例を定めました。また、国は2015年3月に「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。2015年度から、各地の学童保育はこれらの基準と指針にもとづいて運営されています。しかしながら、「省令基準」策定からわずか5年、2019年5月に「第9次地方分権一括法」が成立し、「従うべき基準」として定められた「放課後児童支援員の原則複数配置」が参酌化され、2020年4月に施行されることになりました。
- 子どもに直接かかわる指導員の資格と配置基準が「従うべき基準」として定められたことは、「全国的な一定水準の質の確保」に向けて踏み出した大きな一歩でした。厚生労働省は、処遇改善や常勤配置のための補助金も設けましたが、十分に活用されておらず、各地で指導員不足が深刻な状況です。「指導員不足」を理由に、自治体の考え次第で、子どもたちと生活をともにするうえで必要な専門的な知識や技能を備えた「放課後児童支援員」という資格を持つ指導員をまったく配置しないこと、ともすれば、資格のない大人がたった一人で子どもたちを見ることも起こり得ます。
- 全国連協は、この基準緩和は一部の事業者や市町村の都合を優先させたもので、子どもにとっての「最善の利益」を守るという児童福祉法の理念に逆行するものと考え、子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障するという観点から、学童保育の質の低下、市町村格差の拡大を危惧し、参酌化に反対し、「従うべき基準」の堅持を強く求めてきました。全国各地の学童保育関係者とともに「学童保育(放課後児童健全育成事業)を拡充し、子育て支援の充実を求める請願書」(以下、「学童保育の拡充を求める請願書」)、「学童保育(放課後児童健全育成事業)の『従うべき基準』を堅持することが実現できる財政措置を求める請願書」署名に取り組み、「学童保育の拡充を求める請願書」は20万8,814筆が国会で受理され、衆参の本会議で採択されました。
- 学童保育を必要とする家庭が増加しているなかで、子どもたちが放課後や学校休業日に安全に安心して過ごせる場を求める声はさらに高まっており、学童保育の整備は社会的に大きな課題です。量的な拡大と質的な拡充が着実に図られることが求められます。それには市町村の施策のさらなる拡充、十分な財政措置を図ることが必要です。同時に、国の制度のさらなる拡充が求められます。

◆調査の方法

- ① 調査基準日と対象…2019年5月1日、全国すべての市町村(特別区を含む。以下同じ)、1741市町村を対象とする悉皆調査
- ② 調査項目…調査票は38ページ参照
- ③ 実施時期…依頼日は2019年5月1日。回収期間は、5月7日～9月24日

調査結果 1 2019年5月1日現在の学童保育数、入所児童数

○ 学童保育の「支援の単位」数は、3万 2,654、か所数は2万 3,720 か所

○ 学童保育の入所児童数は、126 万 9,739 人 * 前年比5万 8,217 人増

学童保育数と入所児童数の推移

年	学童保育数	「支援の単位」数	入所児童数	学童保育数と入所児童数の増え方
1998年	9,627		333,100人	1997年児童福祉法改正、1998年施行。(注1)
2010年	19,744		804,309人	
2011年	20,204		819,622人	入所児童数は約2万3000人増(注2)
2012年	20,846		846,967人	入所児童数は約2万7000人増(注2)
2013年	21,635		888,753人	入所児童数は約4万2000人増(注3)
2014年	22,096		933,535人	入所児童数は約4万5000人増。「放課後子ども総合プラン」策定。放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人増やす目標
2015年	-	25,541	1,017,429人	新制度施行。入所児童数は約8万3000人増(注4)
2016年	-	27,638	1,076,571人	入所児童数は約5万9000人増(注5)
2017年	-	29,287	1,148,318人	入所児童数は約7万1000人増。「支援の単位」数は1649増。
2018年	23,315	31,265	1,211,522人	入所児童数は約6万3000人増。「新・放課後子ども総合プラン」策定。放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人増やす目標。「支援の単位」数は1978増。
2019年	23,720	32,654	1,269,739人	入所児童数は5万8000人増。「支援の単位」数は1389増。学童保育数は405増。2014年と比較して、入所児童数が33万6000人増なのに対し、学童保育数は1624増にとどまる。

(注1) 入所児童数の全数調査は2006年から実施。1998年の入所児童数は、5年ごと実施の詳細な実態調査をもとに割り出した概数。

(注2) 2011年調査では、岩手県・宮城県の沿岸部および福島県原発30キロ圏内にある34市町村(岩手県宮古市・大船渡市・陸前高田市・釜石市・岩泉町・山田町・大槌町・野田村・田野畑村・普代村、宮城県石巻市・気仙沼市・名取市・東松島市・塩竈市・多賀城市・岩沼市・利府町・亘理町・山元町・南三陸町・松島町・女川町・七ヶ浜町、福島県南相馬市・相馬市・浪江町・新地町・富岡町・双葉町・大熊町・楡葉町・広野町・飯館村)は未調査。2012年調査は福島県内の避難している9町村(浪江町・富岡町・双葉町・大熊町・楡葉町・広野町・飯館村・葛尾村・川内村)は未調査。

(注3) 学童保育数・児童数ともに、神奈川県川崎市の「わくわくプラザ」のうち、学童保育の専用スペースを確保したとして国の学童保育の補助金を受けている98か所(入所児童数約6000人)を含めた数字。2019年は「支援の単位」260、約11500人。

(注4) 厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(2014年4月策定)では、「放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置」「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」と定められた。2015年調査から、「支援の単位」を学童保育の基礎的な単位であると考え、「支援の単位」数を集計。

(注5) 児童福祉法改定により、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、市町村に届け出ることが必要になった。2016年調査から届け出された数を集計。

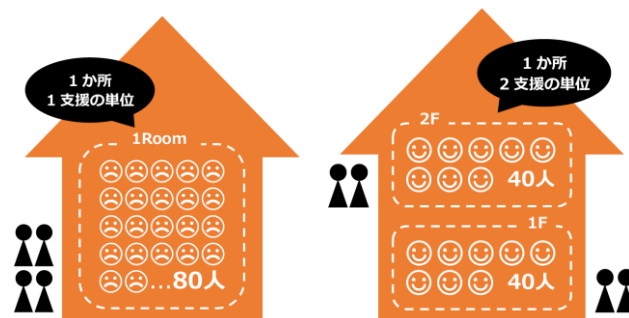
学童保育のか所数と「支援の単位」数の考え方

ひとつの施設に、80名の子どもが入所していて、4名の指導員が配置されている

⇒ 1か所、1支援の単位

ひとつの施設ではあるが、2部屋に40名ずつ子どもをわけて、2名の指導員がそれぞれ配置されている

⇒ 1か所、2支援の単位



学童保育(国の施策名は放課後児童クラブ)は、保護者が就労などによって昼間家庭にいない小学生を対象にして、学校休業日の放課後と、土曜日や春・夏・冬休み等の学校長期休業日の子どもの生活を保障する事業です。

児童福祉法にはつぎのように定められています。

* 下線は全国学童保育連絡協議会

児童福祉法第6条の3第2項 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。* 「保護者が労働等」には、「保護者の疾病や介護・看護、障害など」も含まれる。

調査結果 2 どの学年でも入所児童数が前年比で増加

学年別の入所児童数と割合の推移（人）

	2016年	2017年	2018年	2019年	増加数・前年比
1年生	351,666(32.7%)	368,336(32.1%)	381,184(31.5%)	394,152(31.0%)	12,968 (103.4%)
2年生	312,310(29.0%)	324,858(28.3%)	340,377(28.1%)	352,332(27.7%)	11,955 (103.5%)
3年生	237,975(22.1%)	251,512(21.9%)	263,498(21.7%)	275,937(21.7%)	12,439 (104.7%)
4年生	106,057(9.9%)	122,006(10.6%)	133,983(11.1%)	144,710(11.4%)	10,727 (108.0%)
5年生	45,433(4.2%)	54,201(4.7%)	61,389(5.1%)	67,755(5.3%)	6,366 (110.4%)
6年生	21,933(2.0%)	26,497(2.3%)	30,500(2.5%)	34,253(2.7%)	3,753 (112.3%)
その他	1,197(0.1%)	908(0.1%)	591(0.0%)	600(0.0%)	9 (101.5%)
	1,076,571	1,148,318	1,211,522	1,269,739	58,217(104.8%)

注) 「その他」は、幼児も対象としている学童保育があるため。

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

	2016年	2017年	2018年	2019年
1～3年生	901,951(83.9%)	944,706(82.3%)	985,059(81.3%)	1,022,421(80.6%)
4～6年生	173,423(16.1%)	202,704(17.7%)	225,872(18.7%)	246,718(19.4%)

高学年の入所率は前年比0.7ポイント上昇

○ 児童福祉法改定によって、学童保育は「6年生まで」が対象になりました

1997年の法制化により、児童福祉法で「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」とされていた対象児童の「おおむね10歳未満」が、児童福祉法改定によって、2015年4月から「小学校に就学している児童」（第6条の3）になりました。

2015年調査では4年生の入所児童数の増加が顕著でした。これは、児童福祉法の改定にもとづいて、4年生になった子どもが継続して利用できるようになったことが反映されていると考えられます。2016年調査で4年生、5年生の入所児童数が増加、2017年調査で4年生、5年生、6年生の入所児童数が増加しているのも、同様のことが背景にあると考えられます。

児童福祉法が改定される以前から、高学年が通い続けることのできる学童保育はあり、国の実施要綱でも、対象児童に「その他に健全育成上指導を要する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができること」としていました。

しかし、児童福祉法で対象児童が「おおむね10歳未満」となっていたために、対象児童を「3年生まで」「4年生まで」としていた市町村も少なからずありました。児童福祉法が改定されて以降も、財政上、施設確保の困難などを理由に、6年生までの受け入れを制限している自治体もあります。国が2014年に自治体向けに出した「省令基準に関するQ&A」のなかでは、「小6までの受け入れ義務を一律に課すものではないが、対象を小6までとした児童福祉法改正の趣旨を踏まえれば、条例において利用対象を小3までに制限することは適当ではない」と説明されています。

○ 「省令基準」をふまえた学童保育の量的な拡大が急務です

これまで、保護者の要望はあっても、高学年の子どもたちは、低学年に比べると受け入れが後まわしにされることも少なくありませんでした。学童保育を必要としている高学年の子どもたちが自らのよりどころとして通いつづけられるようにするためには、子どもの人数規模の上限を守った学童保育数を必要な数だけ増やすことが必要です。

また、高学年になると下校時刻がいつそう遅くなり、平日の学童保育での生活時間が短くなります。また、勉強がむずかしくなったり、学校の係活動やクラブ活動があつたり、友達関係も複雑になったりと緊張感や疲労度を強く感じて、学童保育に帰ってくる子どももいます。高学年の子どもの発達や心理についての理解を深め、その年齢に応じたかかわりかたを学び、信頼に基づく関係をつくる必要があります。

調査結果3 学童保育の待機児童数は、1万8,176人 ただし、待機児童数は正確には把握できていません

待機児童を把握している自治体数と待機児童数 ()内は%

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
把握している	1329 (82.5)	1378 (85.2)	1425 (88.2)	1449 (89.4)	1432 (88.3)
待機児童がない	986	1011	1038	1026 (63.3)	991 (61.1)
待機児童がいる	343	367	387	423 (26.1)	441 (27.2)
待機児童数	15533人	15,839人	16,929人	16,957人	18,176人
把握していない	227 (14.1)	227 (14.0)	178 (11.0)	165 (10.2)	156 (9.6)
未回答	55 (3.4)	13 (0.8)	13 (0.8)	6 (0.4)	33 (2.0)
合計	1611	1618	1616	1620	1621

注) 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。

学童保育に申し込みをしても入所できない子どもたちは「待機児童」と呼ばれています。今回の調査で把握できた待機児童数は1万8,176人でした。

学童保育にはこれまで「定員」「規模」などについての国の基準がなかったために、入所に制限を設けていない施設や自治体もあり、この場合、「待機児童」は「ゼロ」とカウントされます。「省令基準」では、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」(10条の4)と定められた(参酌基準)ものの、児童数が非常に多い大規模な学童保育がいまだに残されています。

児童福祉法改定によって、2015年4月からは「必要な情報の収集」(待機児童の有無も含む。第21条の11)を市町村が行うことになりました。ただし、情報収集の具体的な方法などについては定められていません。

学童保育は入所申し込みの方法などがさまざまです。公営や公設民営の学童保育では市町村がその情報を集約しますが、それ以外の学童保育では運営者や施設に直接申し込むことが多いため、市町村が実態を正確に把握できていないことも推測されます。市町村のなかには、申し込みを受理せず、口頭で断ったものは待機児童として数えていないところもあります。

○ 「待機児童ゼロ」=「学童保育が充足している」とはかぎりません

「待機児童ゼロ」が必ずしも、「学童保育が充足している」ことを表しているとはかぎりません。市町村のなかには、「全児童対策事業」や「放課後子供教室」など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用し、「待機児童ゼロ」としている場合もあります。目的が異なる事業では学童保育の役割を果たすことは不可能です。

○ 地域に学童保育がなければ、申し込みもできません(「潜在的な待機児童」)

- ① 学童保育のない、あるいは事業を廃止した市町村が120市町村あります。

市区町村数	791市	745町	182村	23区	1,741市町村
学童保育のある市区町村数	790市	685町	125村	21区	1,621市町村

- ② 小学校区に学童保育がないところが2,764校区あります(小学校区数の14.3%)。子どもが歩いて通うことを考えると、子どもの生活圏である小学校区内にある必要があります。基本的には、学校の友達といっしょに通えるなど、日常的に仲間と関わることが学童保育に通い続けるための大きな要素となるので、学区域を超えるというのは子どもにとって負担になる場合があります。
- ③ 保育所の待機児童問題を受け、国は「保育の受け皿を増やし、待機児童を解消すること」を重要政策に掲げています。保育所を卒所した子どもが次に必要とするのは学童保育です。学童保育の待機児童問題についても早急に解決することが必要です。

調査結果 4 一人ひとりが安心して関係を築けるために、 集団の規模は「おおむね40人以下」であることが必要

入所児童数の規模（「支援の単位」数）

児童数	2016年	2017年	2018年	2019年	増加数・前年比
1人-19人	2,694(9.7%)	2,560(8.7%)	2,733(8.7%)	2,649(8.1%)	▲ 84 (96.9%)
20人-30人	5,502(19.9%)	5,657(19.3%)	6,406(20.5%)	6,788(20.8%)	382 (106.0%)
31人-35人	3,761(13.6%)	4,132(14.1%)	4,579(14.6%)	4,810(14.7%)	231 (105.0%)
36人-40人	4,570(16.5%)	4,826(16.5%)	5,706(18.3%)	5,991(18.3%)	285 (105.0%)
41人-45人	3,300(11.9%)	3,653(12.5%)	4,161(13.3%)	4,248(13.0%)	87 (102.1%)
46人-55人	3,717(13.4%)	4,165(14.2%)	3,908(12.5%)	4,396(13.5%)	488 (112.5%)
56人-70人	2,718(9.8%)	2,691(9.2%)	2,548(8.1%)	2,607(8.0%)	59 (102.3%)
71人-100人	1,114(4.0%)	1,205(4.1%)	962(3.1%)	937(2.9%)	▲ 25 (97.4%)
101人以上	262(0.9%)	398(1.4%)	262(0.8%)	228(0.7%)	▲ 34 (87.0%)
合計	27,638	29,287	31,265	32,654	

注) 国の補助単価は児童数によって異なる。基本は「36人～45人」規模の補助単価において設定されている。

○ 大規模な学童保育は、子どもたちに深刻な影響を与えます

大規模化した学童保育では、子どもたちが「騒々しく落ち着けない」「ささいなことでケンカになる」「気のあう数人の子どもだけで過ごす」ことなどが起こります。また、指導員の目が全体に行きとどかなかったり、子どもの声に耳をかたむけられず、適切に子どもにかかわることが困難になります。「遊びや活動を制限せざるを得ない」「事故やけがが増える」ことなども生じ、子どもたちに深刻な影響を与えています。

2008年度に国民生活センターが行った「学童保育の安全に関する調査研究」によると、児童数の多い施設で発生した「けが・事故は治療が長引く傾向にある」「子ども同士がお互いの安全に気配りすることができないために起こる出合頭の事故やけが、トラブルが多く発生している」などが指摘されています。

○ 全国学童保育連絡協議会はずぎのように提言しています

全国学童保育連絡協議会では、大規模化した学童保育の分割を進めて、複数の「支援の単位」をおく場合や、学童保育を新設する際には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

- ア、生活をおくるうえでの基礎的な単位(生活集団)が、継続的に分けられていること
- イ、基礎的な生活をおくる空間、場所、施設・設備が、継続的に分けられていること
- ウ、子どもの保育に責任を持つ指導員が、それぞれの単位ごとに複数人配置されること

*また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

○ 「省令基準」では、「支援の単位」が「おおむね40人以下」と定められました

「省令基準」では、学童保育の基礎的な単位である「支援の単位」は、「専用区画(子ども一人につきおおむね1.65㎡以上の広さ)」と「専任職員(2人以上)」と「一定の規模の児童数(おおむね40人以下)」であることが定められました。*専用区画と児童数は参酌基準

「省令基準」には、「支援の単位」について、次のように記されています。

- 第9条の2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
- 第10条の2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。
- 第10条の4 一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

「運営指針」には、「子ども集団の規模（支援の単位）」について、次のように記されています。

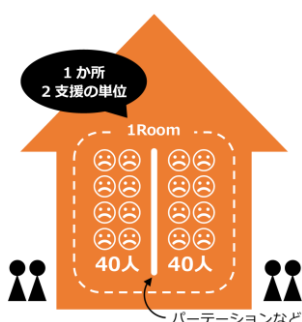
第4章 2. 子ども集団の規模（支援の単位）

- (1) 放課後児童クラブの適切な生活環境と育成支援の内容が確保されるように、施設設備、職員体制等の状況を総合的に勘案し、適正な子ども数の規模の範囲で運営することが必要である。
- (2) 子ども集団の規模（支援の単位）は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

○ 「条例基準」に基づいて分割した市町村と、分割せずに大規模化を容認している市町村に両極化していると考えられます

大規模な学童保育を「おおむね40人以下」に分割すると、1つの学童保育のなかに複数の支援の単位ができます。2015年以降、年々、「支援の単位」数が増えていることは、市町村が条例にもとづいて学童保育を新設したり、大規模な学童保育を分割したことの反映だと考えられます。

しかし、大規模の現状を追認する、あるいは「条例基準」に経過措置を設けて容認している市町村もあります。また、施設や子ども集団の分け方など、分割の方法や日々の保育のあり方をめぐっては、子どもが安心して関係を築ける集団の規模についての考えがあいまいである現状も見られます。



「支援の単位」をおおむね40人以下としたのは、「子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模」（「運営指針」より）として定められたものです。大規模の容認やあいまいな分割では、その趣旨がいかされず、学童保育の役割を果たすことができません。

○ 子どもが負担に思うことなく、学童保育に通い続けるために

2019年調査では、1年生の入所児童数は39万4,152人、2年生の入所児童数は35万2,332人でした。

自治体によっては、利用希望者が定員を超過した場合、子どもの学年、ひとり親か共働きか、保護者の一日の勤務時間や週の労働日数などによって、受け入れに優先順位をつけることがあります。それにとともに、「2年生になって引き続き学童保育が通わせたいが、入所がかなわなかった」ということも生じています。

また、年度途中の退所、あるいは学年が上がる際に継続を希望しない家庭も少なからずあると考えられます。

2009年度に国民生活センターが行った「学童保育サービスの環境整備に関する調査研究」では、「学童保育の中途退所児童」について市町村を対象に調査が行われました。この結果によると、「引越し・転勤により退所した」「リストラや失業などで就業状況が変化したことにより退所した」「子どもが学童保育に行きたがらない・指導員の対応、保育内容に不満があり退所した」「開設時間や開設日が就労状況と合わないで退所した」「保育料が高額・有料になったので、退所させた」などの退所理由があげられていました。「指導員の対応、保育内容に不満」の背景には、大規模学童保育のなかで、子どもの安全や安心した生活が守られていない実態も含まれていることが推察されます。

子どもが負担に思うことなく学童保育に通い続けるためには、一時的な「受入児童数拡大」「待機児童解消」ではなく、「人数規模の上限を守りながら必要な数だけ学童保育を増やすこと」「支援の単位ごとに、子どもの所属を明確に区分し、それぞれに施設を整備し、2人以上の適切な指導員数を配置すること」で、子ども一人ひとりが安心して関係を築ける環境を整えることが不可欠です。同時に、保育内容の充実と指導員の力量を高めていくことも求められます。

調査結果5 都道府県別の学童保育数と入所児童数 (政令市・中核市を含む)

	都道府県	学童保育のある市町村数	学童保育数(2015年～「支援の単位」数)	公立小学校数	未設置校区数	入所児童数	1年生～3年生の入所割合	児童数71人以上の学童保育の割合	待機児童数	待機児の割合
1	北海道	165	1,530	1,014	238	55,528	37.3%	3.9%	140	0.3%
2	青森県	33	354	281	47	14,677	41.5%	5.1%	74	0.5%
3	岩手県	32	400	309	61	15,021	39.6%	5.8%	119	0.8%
4	宮城県	34	729	369	40	28,133	39.6%	1.8%	450	1.6%
5	秋田県	25	284	193	28	11,133	43.5%	7.7%	62	0.6%
6	山形県	34	381	241	40	14,963	44.4%	3.9%	147	1.0%
7	福島県	48	542	428	105	22,000	39.0%	4.2%	467	2.1%
8	茨城県	44	1,002	472	34	38,845	41.6%	2.6%	345	0.9%
9	栃木県	25	726	357	53	25,758	38.9%	1.2%	90	0.3%
10	群馬県	34	611	306	19	23,864	37.0%	3.9%	67	0.3%
11	埼玉県	63	1,776	808	19	71,063	31.0%	2.9%	2,043	2.8%
12	千葉県	54	1,459	776	41	59,427	31.9%	4.0%	1,545	2.5%
13	東京都	55	2,530	1,271	200	104,078	33.0%	6.4%	3,912	3.6%
14	神奈川県	33	1,473	852	181	53,553	19.5%	0.5%	619	1.1%
15	新潟県	29	703	451	70	26,356	42.5%	3.8%	23	0.1%
16	富山県	15	280	185	12	13,377	48.1%	14.3%	97	0.7%
17	石川県	19	334	199	16	14,867	43.6%	9.6%	35	0.2%
18	福井県	17	309	194	21	10,256	43.5%	3.6%	2	0.0%
19	山梨県	25	273	168	8	11,603	48.7%	8.8%	60	0.5%
20	長野県	66	522	358	40	28,927	40.8%	22.0%	37	0.1%
21	岐阜県	39	533	366	54	17,206	27.2%	2.6%	148	0.9%
22	静岡県	35	866	497	60	32,245	29.7%	2.9%	1,090	3.3%
23	愛知県	54	1,583	966	130	57,524	22.2%	2.0%	886	1.5%
24	三重県	29	437	362	62	16,768	28.0%	2.3%	62	0.4%
25	滋賀県	19	475	221	20	17,073	32.2%	0.6%	28	0.2%
26	京都府	26	699	366	40	28,624	39.1%	2.3%	153	0.5%
27	大阪府	43	1,734	975	127	69,282	27.2%	1.2%	469	0.7%
28	兵庫県	41	1,435	746	44	53,396	31.6%	1.2%	960	1.8%
29	奈良県	37	364	199	8	16,024	37.2%	6.6%	88	0.5%
30	和歌山県	28	265	239	74	9,439	34.5%	2.3%	55	0.6%
31	鳥取県	17	193	120	8	7,895	44.9%	3.6%	69	0.9%
32	島根県	16	257	198	37	8,775	45.5%	2.7%	178	2.0%
33	岡山県	26	622	381	27	21,998	34.5%	1.1%	157	0.7%
34	広島県	22	805	467	37	31,744	36.1%	2.6%	127	0.4%
35	山口県	18	433	299	37	15,381	39.3%	4.6%	277	1.8%
36	徳島県	18	198	185	35	8,183	37.9%	5.1%	46	0.6%
37	香川県	15	291	158	13	11,141	36.8%	4.8%	296	2.6%
38	愛媛県	20	327	279	71	13,548	34.8%	7.3%	394	2.8%
39	高知県	20	184	225	92	7,331	40.8%	1.6%	164	2.2%
40	福岡県	59	1,523	721	41	63,410	37.2%	3.1%	510	0.8%
41	佐賀県	19	328	155	9	11,410	43.2%	0.6%	258	2.2%
42	長崎県	21	472	314	97	17,942	38.3%	1.3%	17	0.1%
43	熊本県	42	503	341	44	19,501	35.8%	4.4%	201	1.0%
44	大分県	18	388	261	18	14,824	40.7%	2.6%	44	0.3%
45	宮崎県	22	318	235	63	12,172	35.9%	6.0%	234	1.9%
46	鹿児島県	40	630	506	163	22,640	39.9%	2.5%	212	0.9%
47	沖縄県	27	573	263	80	20,834	34.5%	0.2%	719	3.3%
		1,621	32,654	19,277	2,764	1,269,739	33.2%	3.6%	18,176	1.4%

(注) 全国学童保育連絡協議会調べ。但し、公立小学校数は文部科学省の2019年5月1日の調査結果(速報値)による。

調査結果6 学童保育はどこが運営しているのか（運営主体）

学童保育の運営主体（「支援の単位」数）

運営主体	支援の単位	割合	前年比	備考
公立公営	10,512	32.2%	121(101.2%)	市町村が直営している
社会福祉協議会	4,230	13.0%	171(104.2%)	行政からの委託(2321)、補助(127)、代行(1782)
地域運営委員会	4,768	14.6%	82(101.7%)	委託(3065)、補助(1433)、代行(270)
父母会・保護者会	1,384	4.2%	▲42(97.1%)	委託(798)、補助(503)、補助なし(5)、代行(78)
NPO法人	3,087	9.5%	237(108.3%)	委託(1757)、補助(561)、補助なし(35)、代行(734)。父母会・保護者会が行政からの要請のもと、NPO法人を取得した例も多い
民間企業	2,451	7.5%	518(126.8%)	委託(1513)、補助(388)、補助なし(61)、代行(489)
その他法人等	6,222	19.1%	302(105.1%)	内訳は、私立保育園(1504)、保育園を除く社会福祉法人(2192)、私立幼稚園等の学校法人(586)、その他(1940)
合計	32,654			

* 割合は項目ごとに四捨五入しているため、合計は100%にならない。（全国学童保育連絡協議会・2019年調査より）

- (注1) 指定管理者制度とは：「公の施設」の管理を、民間企業も参入させて「効率的」にすることをねらいとした制度です。「施設の管理業務」のための仕組みですが、保育所や学童保育のように施設管理業務ではない分野にまで導入が強引にすすめられています。数年ごとに委託先の変更が求められる制度であり、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。
- (注2) 厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」の実施要綱には、「放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては、本事業の対象とならない」と記されています。「学習塾」や「習いごと」などの事業は、「学童保育」と自称していても「放課後児童健全育成事業」には該当しませんので、今回の調査結果には含んでいません。
- (注3) 地域運営委員会とは：地域の役職者の人々（学校長、自治会長、民生・児童委員など）と、学童保育の父母会（保護者会）の代表などで構成されている学童保育の運営のための組織です。その人数や構成は、自治体によって異なります。また、「委託」「補助」をする場合に、運営委員会をつくって、申請をすることを条件にしている市町村もあります。なお、実質の運営を、父母会（保護者会）が行っているところと、運営も運営委員会が行っているところがあります。

割合として、公立公営が減少し、社会福祉協議会、NPO法人、民間企業による運営が増えています。これまで公立公営だった学童保育が、指定管理者制度の導入、民間委託、民営化されるなど、運営主体が変更されたものと考えられます。指定管理者制度（注1）を導入している市町村は193市町村、4,297「支援の単位」（2018年は4,008）です。数年ごとに委託先の変更が求められる制度は、安定性・継続性が求められる子どものための施設には導入すべきではありません。

指導員の人材不足・人材確保が課題となるなかで、国の制度が変わったことに自治体の認識が追いついていないことや、公的事業をアウトソーシングする流れともあいまって、これまで公営で運営してきた市町村で民間委託がすすんでいます。また、「自治体内のほかの非正規職員との均衡を考えると学童保育の指導員のみを処遇改善することがむずかしい」、地方公務員法と地方自治法が改定されて新設された「会計年度任用職員制度」に切り替えていく段階で、「事業にかかる負担を軽減させる」ために民間委託しようとしているところもあります。

民間企業が運営している学童保育（注2）は増えています（2015年767、2016年1207、2017年1586、2018年1933）。この多くは、市町村の委託事業、指定管理者制度を受託して運営されているところです。公営の学童保育が民間委託されるほか、地域運営委員会（注3）や父母会・保護者会運営の学童保育が、企業による運営に切り替えるところも出てきています。父母会・保護者会運営は、数・構成比ともに減少しました。企業参入の移行時には「民間に任せれば効率的になってサービスの質があがる」と強調されることがありますが、企業の利益にならなければ、サービスの質（この場合は保育の質）あるいは労働者（この場合は指導員）の待遇が悪化するか、もしくは早々に運営から撤退することもあり得ます。

運営主体がいずれであろうとも、各市町村が定めた条例を遵守し、「放課後児童クラブ運営指針」にもとづいて運営されることが必要です。

調査結果 7 学童保育はどこで実施されているか（開設場所）

開設場所（「支援の単位」数）

開設場所	支援の単位	割合	前年比	備考
学校施設内	18,221	55.8%	829(104.8%)	内訳は、余裕教室活用(8095) 学校敷地内の独立専用施設(7919) 校舎内の学童保育専用室(1276) その他の学校施設を利用(931)
児童館内	3,721	11.4%	54(101.5%)	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	2,304	7.1%	146(106.8%)	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	2,228	6.8%	24(101.1%)	公民館内(477)、公立保育園内(115)、公立幼稚園内(175)、その他の公的な施設内(1461)
法人等の施設	2,168	6.6%	116(105.7%)	私立保育園や私立幼稚園、社会福祉法人の施設内
民家・アパート	2,010	6.2%	102(105.3%)	父母会等が借りたアパート・借家など
その他	2,002	6.1%	118(106.3%)	自治会集会所・寺社など
合計	32,654			

(全国学童保育連絡協議会・2019年調査より)

○ 場所の確保にあたっては、「生活の場」としての視点を

開設場所は、余裕教室活用が増えており、学校施設内が全体の半数を越えています。また、地域にある公共施設も活用され、全体として8割以上の学童保育が公的に設置された施設です。保護者などに施設の確保が委ねられている場合、民家・アパートを借用することがあります。

場所の確保にあたっては、「生活の場」としての環境を整えるという視点が欠かせません。安全・衛生の確保はもとより、年齢が異なる活動的な子どもたちが共に過ごす場所ですから、それにふさわしい広さが必要です。おやつを食べたり、ときには横になってのんびりと過ごしたりできるよう、食事や休養などの基本的な生活を保障できる機能を備えた専用の施設・設備とあわせて、子どもの活動内容にふさわしい戸外の環境も整えることが必要です。

○ 国は「学校施設の徹底活用」で学童保育を増やす方針

国は、「放課後子ども総合プラン」（2014年7月策定）では、放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人（2019年度末までに120万人に）増やすために、新規開設分の8割を「学校施設を徹底活用した実施促進」で整備していく方針を決めました。そのための仕組みとして、教育委員会・学校関係者の理解を得るために、新たに設置される「教育総合会議の活用」（首長と教育委員会が総合的な放課後対策のあり方を検討する）、「学校区ごとの協議会の設置」「余裕教室の徹底活用」（余裕教室の有無の見直し、一時的利用、管理運営の責任の所在の明確化）などを行うことを必要としてきました。

2018年9月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」でも、「（放課後児童クラブ、放課後子供教室の）両事業を新たに整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す」という目標が掲げられています。

毎日の「生活の場」にふさわしい施設としての設備を備えたものとして、整備していくことが欠かせません。

第9次地方分権一括法による、学童保育の「従うべき基準」の参酌化

国は2014年4月に、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）を公布し、これにもとづいて各市町村（特別区も含む。以下同じ）が最低基準となる条例を定めました。子どもに直接かかわる指導員の資格と配置基準については、「従うべき基準」として定められました。

児童福祉法第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

同第2項 市町村が前項の条例を定めるにあたっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令に定める基準に従い定めるものとし、その他の事項について厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。(2012年改定)

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（2014年4月30日公布）
(2018年3月30日改定：下線部)

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第四条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

○ 地方分権改革の動きから、2018年12月の閣議決定、そして第198回通常国会へ

地方分権改革の動きから始まった、「従うべき基準」として定められた放課後児童支援員の「資格」と「配置基準」を廃止または「参酌化」の議論は、「地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る」と2017年12月26日に閣議決定されました。

このことを受けて、全国連協はさまざまに「従うべき基準」を堅持するために取り組みましたが、2018年11月19日に開催された「地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会」で、「『従うべき基準』については、現行の基準の内容を『参酌すべき基準』とする。なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」という方針案が示されました。この対応方針案は、同年12月25日に「地方分権改革推進本部」で対応方針として決定され、閣議決定されました。学童保育の「従うべき基準」を参酌化する児童福祉法改定は、地方分権一括法案として第198回国会で審議されることになりました。

○ 「第9次地方分権一括法」による、学童保育の「従うべき基準」の参酌化

「省令基準」策定からわずか5年、2019年5月に「第9次地方分権一括法」が成立し、「従うべき基準」として定められた「放課後児童支援員の原則複数配置」が参酌化され、2020年4月に施行されることになりました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
(第9次地方分権一括法) (2019年5月31日成立)

第9条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部を次のように改正する。

第34条の8の2 第2項中『放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については』を削る

附則

(施行期日) 第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。3 第2条、第4条、第9条及び第12条の規定並びに附則第5条及び第6条(第1号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成32年4月1日

(放課後児童健全育成事業に関する検討) 第5条 政府は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行後3年を目途として、第9条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

*衆議院地方創生に関する特別委員会で議論され、付された附帯決議のうち、学童保育にかかわる内容はつぎのとおりです。

- 一 放課後児童健全育成事業については、子どもの安全や同事業の質が十分に確保されるよう、地方公共団体等に周知徹底すること。また、子どもの安全等が損なわれるおそれがあると認める場合には、国は当該地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。
- 二 放課後児童健全育成事業の見直しに関する検討を行うに当たっては、市町村、同事業の従事者、保護者等の意見を幅広く聴取するとともに、市町村による条例の改正状況や同事業の運営状況等に関する実態調査を継続的に実施すること。なお、実態調査の実施結果等について、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。
- 三 放課後児童健全育成事業の利用者の増加に伴う待機児童の解消のため、放課後児童支援員等の処遇改善等による人材の確保や、関係施設の整備等に対し、十分な財政措置を講ずること。また同事業に係る既存の国の支援策について、その利用が促進されるよう地方公共団体に対する周知徹底を図ること。
- 四 放課後児童健全育成事業について、厚生労働省が同事業の従事者や保護者のための相談窓口を設けるとともに、当該窓口における意見等を踏まえ、地方公共団体に対し、報告聴取、情報提供及び助言を行うことも含め、事業の適切な運営を確保するための措置を講ずること。

*参議院内閣委員会で議論され、付された付帯決議のうち、学童保育にかかわる内容はつぎのとおりです。衆議院と異なる点に下線をひきました。

- 一 放課後児童健全育成事業については、子どもの安全や同事業の質が十分に確保されるよう、地方公共団体等に周知徹底すること。また、子どもの安全等が損なわれるおそれがあると認める場合には、国は当該地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。
- 二 放課後児童健全育成事業の見直しに関する検討を行うに当たっては、市町村、同事業の従事者、保護者等の意見を幅広く聴取するとともに、市町村による条例の改正状況や同事業の運営状況等に関する実態調査を継続的に実施すること。なお、実態調査については、法令上に規定された基準等に基づく調査を行うとともに、実施結果等について、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。
- 三 放課後児童健全育成事業の利用者の増加に伴う待機児童の解消のため、放課後児童支援員等の処遇改善等による人材の確保や、関係施設の整備等に対し、十分な財政措置を講ずること。また同事業に係る既存の国の支援策について、その利用が促進されるよう地方公共団体に対する周知徹底を図ること。
- 四 放課後児童健全育成事業について、厚生労働省が同事業の従事者や保護者のための相談窓口を設けるとともに、当該窓口における意見等を踏まえ、地方公共団体に対し、報告を求めること、情報提供及び助言を行うことも含め、事業の適切な運営を確保するための措置を講ずること。

○「従うべき基準」の堅持を強く求める全国連協の取り組み

全国各地の学童保育関係者ととも「学童保育（放課後児童健全育成事業）を拡充し、子育て支援の充実を求める請願書」（以下、「学童保育の拡充を求める請願書」）、「学童保育（放課後児童健全育成事業）の『従うべき基準』を堅持することが実現できる財政措置を求める請願書」の二つの請願署名に取り組み、第198回通常国会に提出しました。「学童保育の拡充を求める請願書」は、衆参合わせて62名の議員の方々を介して20万8,814筆が受理され、衆議院厚生労働委員会、参議院内閣委員会を経て、衆・参の本会議で採択されました。「学童保育の『従うべき基準』を堅持することが実現できる財政措置」の請願は132名の議員の方々を介して37万8,581筆が国会で受理されましたが、こちらは審査未了に終わりました。

また、地方議会からの意見書採択に取り組み、現在、11道県50市町の議会から、「職員配置基準の堅持」や「質の確保」を求める意見書が採択されています。

「地方分権一括法案」が可決され、改定された児童福祉法は2020年4月1日に施行されることになりました。しかし、「施行後三年を目途として」「放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」という附則が付されたこと、また、衆参の委員会での質疑を踏まえて四点の附帯決議が付されたこと、「学童保育を拡充し、子育て支援の充実」の請願が採択されたこと、子どもの安全が脅かされることを危惧する世論が高まったことは、全国各地の学童保育関係者がともに、国会請願署名や地方議会からの意見書採択に取り組んだ結果であり、今後の足がかりを築いたものと考えます。一刻も早く職員の資格と配置基準を「従うべき基準」に戻すことを強く要望します。

「従うべき基準」が参酌化されたとしても、市町村は現行の条例を、改定しなければならないわけではありません。また、現行の条例の内容を変更する際には、住民・利用者への説明、子ども・子育て会議での議論、市町村議会での議決が必要です。

ひきつづき、「条例について地方議会で議論されることになった場合にも、質の確保を担保すること」を求めていきます。質の確保、つまり専門的な知識と技能を身につけた専任の指導員が常時複数で配置されることは、子どもの命を守ることにそのものです。

指導員の配置は「専任・常勤・複数体制」が必要、資格の設けられた指導員の処遇改善を

○ 学童保育の役割と生活づくりと指導員の仕事

学童保育に通う子どもは一人ひとりの年齢や発達段階、家庭環境や生活環境が異なっていますし、興味や関心もさまざまです。指導員には、子どもが学童保育での生活をスムーズにおくれるよう、また一人ひとりが安心して充実した生活がおくれるよう、それぞれの年齢や発達段階に応じた関わりをもち、子どもが学童保育を「安心できる毎日の生活の場」として認識し、必要な期間、自ら進んで通い続けられるように支え・援助することが求められます。

私たちは、子ども一人ひとりと、子どもたちの生活内容を豊かにするための継続的な営みを、「生活づくり」と呼んで大切にしています。そして、子どもや保護者とともに生活づくりを進めるうえで指導員の担う仕事を、つぎのように整理しています。

(1) 学童保育の保育内容は次の通りとする。

- ① 子どもの安全・健康・衛生を確保すること
- ② 子どもの安定した生活を保障すること
- ③ 遊びやその他の活動・行事などの豊かな生活を保障すること
- ④ おやつを提供すること
- ⑤ 施設外保育に努めること
- ⑥ 外出・地域との交流に努めること

(2) 家庭との連絡・協力を図る

(3) 関係機関との連携を図る

*提言「学童保育の保育指針（案）」2012年12月改訂 全国学童保育連絡協議会

指導員は、「安全に安心して過ごせる生活を守る」「学童保育での基本的な生活内容をつくる（休息やおやつの提供なども含む）」「子どもが遊ぶための環境の整備と援助を行う」「子ども一人ひとりと、全体の生活内容を豊かにするための継続的な働きかけを行う」「保育内容を記録する」「子どもの様子を日常的に保護者に伝える」「情報共有の会議や、保育内容に関する事例検討を行う」など、さまざまな仕事に連携・協力しながら取り組んでいます。また、学童保育を円滑に運営するための実務を指導員が担っている現場も多くあります。

○ 指導員は、「専任・常勤・複数体制」で配置されることが必要です

学童保育では、「子ども一人ひとりと子ども全体に関わることを、同時に、または並行して行う必要があること」「小学1年生から6年生までの子どもの生活・発達・特性を把握して、それぞれに応じた関わりが求められること」「個別に特別な関わりが必要な場合があること」「子どもの安全を守る場面や、ケガや子ども同士のいさかいなどの場面では、個々の子どもへの対応と、子ども全体への対応を同時に行う必要があること」などから、専門的な技能と知識を身につけた指導員が、「放課後子供教室」や児童館など、ほかの仕事と兼務するのではなく専任として常時複数配置されることが必要です。

保育中、子どもたちは、常に同じ場所において同じ行動をとっているわけではありません。室内や屋外などさまざまな場所に分かれて過ごすこともありますし、同じ場所で過ごしていても、各自が別の遊びや活動をすること、おやつの準備と遊び、宿題などが同時並行で行われることもあります。そのため、多くの場合、指導員は分担して連携しながら子どもたちと関わります。職場によっては、雇用形態が異なる指導員と一緒に保育にあたることもありますが、子どもの前では対等・平等であるという意識のもとで職場づくり・運営を進めることが大切です。

また、指導員が子どもと安定的に継続的な関わりをもてるようにするためにも、長期に安定した雇用が確保されるようにする必要があります。仕事を継続するなかで経験を蓄積し、その経験と自らの学びを同僚と共にとりかめあうことは、指導員が専門的な技能と知識を高めていくことにもつながります。

○ 指導員の国の資格「放課後児童支援員」が定められました

国は「省令基準」で、指導員の資格「放課後児童支援員」と員数について「従うべき基準」を示し、学童保育には「放課後児童支援員を置かなければならない」こと、放課後児童支援員の数は、基本的には「支援の単位ごとに2人以上おくこと」が義務づけられました。

資格を取得するには、保育士や社会福祉士、教諭などの有資格者、大学で一定の決められた課程を履

修したもの、高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事した者などの9項目（2018年4月より、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの」も基礎資格に加わった）のいずれかに該当する者が、都道府県が実施する「放課後児童支援員都道府県認定資格研修」を受講し、修了することが必要とされています。

学童保育の子どもたちに安全・安心な生活を保障し、責任をもって関わるには、専門的な知識・技能を備えた指導員が継続的・安定的に子どもにかかわれること、保育時間前後に必要な準備時間が設けられることが不可欠です。しかし、現状では、それを保障するような勤務条件、待遇になっていません。全国学童保育連絡協議会が2012年と2014年に行った実態調査では、つぎのことがわかりました。

○ 全国に約9万2500人いる指導員（全国学童保育連絡協議会・2012年実態調査による）

- ◆1施設の平均入所児童数は41.1人、平均指導員数は4.44人
- ◆64.9%の指導員は保育士または教諭などの資格を持っています
（全国学童保育連絡協議会・2014年実態調査による）

○ 多くの指導員は不安定な雇用で、働く条件は劣悪

（全国学童保育連絡協議会・2012年実態調査による）

- ・午後からの勤務で、打ち合わせや準備の時間も保障されていない学童保育が多い。
- ・運営形態を問わず不安定な雇用や劣悪な労働条件のもとで働いている指導員が多い。
- ・専任配置ではなくローテーション勤務のところもある。
- ◆半数以上の指導員は年収150万円未満（全国学童保育連絡協議会・2014年実態調査による）
週5日以上勤務する指導員であっても、150万円未満46.2%、150万円以上300万円未満31.3%、300万円以上5.4%
- ◆勤続年数が増えても賃金はあがらない（51.9%）1年契約の非正規職員が多い
- ◆待遇は依然として改善されていない
退職金がない（61.6%） 社会保険がない（36.5%）
一時金がない（53.8%） 時間外手当がない（39.0%）
- ◆正規職員は少なく、多くが非正規職員（非常勤・臨時・嘱託・パートなど）
公営で正規職員は2700人（2.9%） 公営で非正規職員は4万1600人（45.0%）
民営で正規職員は1万7200人（18.6%）民営で非正規職員は3万1000人（33.5%）
- ◆公営・民営あわせても、勤続1年～3年の指導員が半数を占めている
学童保育数の増加による指導員増もありますが、安心して働き続けられる条件が整っていないことが最も大きな理由と考えられる。経験年数の長い指導員が少ないことは、保育内容の蓄積・向上にとって大きな障害となっている。最近では欠員が生じてもなかなか指導員の担い手が見つからない地域も増えている
- ◆指導員の研修を行っている市町村はまだ4割

○ 国の補助単価が、非常勤職員の「賃金」で計算されていたことが問題

上記のような不安定な雇用や劣悪な労働条件となっているのは、2016年度まで、国が積算する人件費の補助単価が平日6時間勤務の非常勤職員の賃金で計算されていたためです（指導員一人当たり181万円程度で計算）。

○ 国が「常勤」の指導員の配置を検討、処遇改善の動き

2010年から政府がスタートさせた「子ども・子育て新システム検討会議」基本制度ワーキングチームでは、「開所時間の延長が求められている」「開所時間の延長のためには、非常勤職員（全国連協注：平日の勤務時間を6時間で計算）が前提の体制から、常勤職員を導入する」ことが検討され、その場合、当時の補助水準（一人当たり年額150万円程度）に、さらに年額300万円を上乗せする必要があるという試算が出されました。

そして、2014年度、内閣府で「保育緊急確保事業」が予算化され、学童保育の指導員の処遇改善に係る費用が予算化されました（「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」）。

しかし、この事業が年度途中からはじめられたこと（そのため、市町村や都道府県が3分の1の負担分を予算化できなかった）、事業名から事業内容を理解するのが困難だったことなどがあって、実際に申請した市町村は2割に届きませんでした。

そこで、2015年度より事業名を「放課後児童支援員等処遇改善等事業」に変更し、2014年度と同様に、非常勤職員に係る賃金改善経費の上乗せを行うために必要な経費の補助とあわせて、「常勤職員」を配置している場合には、その賃金改善を行うために必要な経費の補助を行うための予算が計上されました。この事業は、2016年度、2017年度、2018年度も継続されています。

○ 2017年度予算では、職員の人件費が増額され、資格・経験等に応じた処遇改善も

2017年度予算案では、学童保育の運営実態をふまえて職員の人件費を見直し、運営費補助基準額が増額されました。これまでは、最低賃金による日額単価で算出されていた職員（一人当たり年額約181万円）3人分の人件費のうち、一人分が福祉職俸給表にもとづき、月額単価（年額約310万円）で算出されることになりました。

また、放課後児童支援員の勤続年数や研修実績に応じて処遇を改善する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」が実施されています。

運営費補助基準額の増額と、処遇改善のためのふたつの補助金が予算計上されたことは、指導員の資格と配置基準が「従うべき基準」として定められたことが大きいと考えられます。

○ 「放課後児童対策に関する専門委員会」の議論では

厚生労働省 社会保障審議会 児童部会に設置された「放課後児童対策に関する専門委員会」（座長 柏女霊峰 淑徳大学総合福祉学部教授）が2018年7月に公表した中間報告書では、「3. 放課後児童クラブの今後のあり方 （2）質の確保 ①放課後児童クラブに求められるもの」として、次のことが述べられています。

○ 運営指針が求める育成支援の内容を全てのクラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上に、より一層取り組む必要がある。そのためには、運営指針で示された育成支援の内容について、現場で育成支援を行う放課後児童支援員等への研修を十分に行い、理解を深めていくことが必要である。その際、「放課後児童クラブ運営指針解説書」（平成29年3月31日付け厚生労働省編。以下「運営指針解説書」という。）を放課後児童支援員認定資格研修のテキストとして活用することや、運営指針に基づき育成支援を行っている事例を収集し、インターネット等で公開すること、それをもとに学び合いを促すこと等が方法として考えられる。

また、「② 放課後児童支援員のあり方・研修について」にも、次のような記述があります。

○ 放課後児童支援員の職務には、子どもとの直接的な関わりのみならず、育成支援の計画や、保護者、学校や地域との連絡など、様々なものがある。これらの職務が確実に行われるよう、放課後児童支援員の処遇改善が望まれる。また、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。

○ 一方で、なかなかすすまない指導員の処遇改善、有資格者の就労継続のために支援を

子どもに直接かかわる職員については、「全国的な一定水準の質の確保」に向けて、「従うべき基準」として定められたことも後押しとなって、一部の市町村では指導員の処遇改善がすすみ、「常勤職員の複数配置」が実現し、子ども理解、子どもとのかかわりが変わったというところもあります。一方で、全国的に見ると処遇改善はなかなかすすんでいません。「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施状況は、17ページを参照してください。

多くの自治体がいままお、指導員の仕事を「ただ、子どもを見ているだけ」「子どものいる時間帯だけの勤務でよい」と認識しており、多くの現場でこれまでの勤務形態や雇用の条件、処遇が改善されていません。半日勤務や短時間勤務、日替わりのローテーション勤務などでは、子どものことを多角的に理解することは困難です。有期雇用、期限付き雇用などが導入され、働きつづけられない地域もあり

ます。公営の学童保育では、「自治体内のほかの非正規職員との均衡を考えると、学童保育指導員の処遇だけを上げるわけにはいかない」ことを理由に、処遇改善がすすまない市町村もあります。

指導員の側も、「扶養の範囲で働きたいので、時給が上がるならば勤務時間数を削減する」「社会保険加入の対象とならないよう、勤務時間数を削減する」事例も見受けられます。

処遇改善にも地域格差があり、賃金や社会保障などの待遇が不十分な現状もあって、専門的な知識と技能を持った指導員が働きつづけることができず、子どもに安定した生活を保障することを困難にしている実態もあります。「子どもが好きなら」「子育て経験があれば」という指導員の確保策では、この事業は成り立ちません。働き方や処遇の改善には着手せず、指導員の役割や仕事内容についての認識を変えないまま、「人材確保に苦慮している」と基準を引き下げるほうに向かっているのは、これでは成り手がいないのは当然ではないでしょうか。

厚生労働省の2018年5月1日現在の実施状況の調査によれば、放課後児童支援員等の数は、常勤職員・常勤職員以外をあわせて14万3,669人、そのうち放課後児童支援員の10項目の基礎要件を満たしているのが9万769人です。このうち、認定資格研修を受講した者の数は5万3,132人です。

認定資格研修を受講して有資格者となった指導員が就労継続できるための支援が必要です。

○ 指導員の仕事をとおして学童保育の目的・役割を果たすために

全国学童保育連絡協議会は、指導員が自らの仕事をとおして学童保育の目的・役割を果たすためには、以下の諸条件が整えられる必要があると考え、これらが総合的に解決されることを国や自治体に要望しています。

- ◎指導員に求められる専門的な知識と技能に対する社会的合意がはかれること。
- ◎子どもとの安定的な関わりが継続できるよう、指導員の長期的に安定した雇用が確保されること。
- ◎指導員の勤務時間に、保育時間前後に必要な準備時間が設けられること。
- ◎専任の指導員が常時複数配置され、安全面に配慮して円滑な運営を行えるようにすること。
- ◎指導員が常に自己研鑽に励み、力量を向上させることができるよう研修の機会が保障されること。

平成30年度 放課後児童支援員等处遇改善等事業の実施状況①(子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

No.	都道府県	実施市町村数	市区町村									
1	北海道	5	札幌市①②	江別市①	帯広市①	函館市①	名寄市②					
2	青森県	5	藤崎町①	三戸町①	田子町①	新郷村①	階上町②					
3	岩手県	9	盛岡市①②	花巻市①②	大船渡市①	久慈市①	北上市①②	一関市①	陸前高田市①	滝沢市②		
4	宮城県	2	仙台市①	登米市①②								
5	秋田県	2	鹿角市①	能代市①								
6	山形県	15	山形市①②	村山市①	鶴岡市①②	天童市①②	東根市①②	酒田市①	米沢市①②	三川町①		
7	福島県	3	福島市①②	いわき市①②	会津若松市①②							
8	茨城県	7	水戸市①	ひたちなか市①②	かすみがうら市①②	石岡市①	常陸大宮市①②	稲敷市①	東海村②			
9	栃木県	7	那須塩原市①	日光市①②	佐野市①	足利市①	矢板市②	野木町②	栃木市②			
10	群馬県	15	高崎市①	伊勢崎市①	前橋市①	藤岡市①	下仁田町①	みなかみ町①	邑楽町①	館林市①②		
-495-	埼玉県	37	さいたま市①②	越谷市①	和光市①	深谷市①②	東松山市①	本庄市①②	鴻巣市①	戸田市①②		
			朝霞市①	熊谷市①②	加須市①②	飯能市①	秩父市①	白岡市①	鶴ヶ島市①②	日高市①②		
			幸手市①	新座市①	桶川市①	富士見市①	吉見町①	伊奈町①	ときがわ町①②	小川町①		
			杉戸町①	上里町①	寄居町①	滑川町①②	川島町①	上尾市②	坂戸市②	草加市②		
			北本市②	行田市②	嵐山町②	鳩山町②	宮代町②					
12	千葉県	11	船橋市①	成田市①	市川市①	野田市①	浦安市①	鎌ヶ谷市①	四街道市①	印西市①		
13	東京都	7	多摩市①	練馬区①②	板橋区①②	調布市②	武蔵野市②	青梅市②	町田市②			
14	神奈川県	12	相模原市①	横須賀市①	平塚市①	茅ヶ崎市①②	藤沢市①	三浦市①	綾瀬市①	伊勢原市①		
15	新潟県	2	燕市①	上越市①								
16	富山県	5	富山市①	高岡市①	氷見市①	射水市①	舟橋村①					
17	石川県	7	金沢市①	加賀市①	かほく市①	小松市①	白山市①②	津幡町①	羽咋市②			
18	福井県	0										
19	山梨県	1	北杜市①									
20	長野県	5	松本市①②	須坂市①	佐久市①	南箕輪村①	上田市②					
21	岐阜県	5	岐阜市①	恵那市①	中津川市①	瑞浪市①	大垣市②					
22	静岡県	4	静岡市①	伊東市①	島田市①②	焼津市①						
23	愛知県	17	名古屋①②	岡崎市①	豊川市①	豊明市①	長久手市①	犬山市①	東海市①	一宮市①		
			知多市①	尾張旭市①②	知立市①	豊橋市①②	春日井市①	瀬戸市①	美浜町①	津島市②		
			大府市②									

※ ①...非常勤を含む職員の見金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
 ②...常勤職員を配置するための追加費用(見金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

資料 6

平成30年度 放課後児童支援員等处遇改善等事業の実施状況②(子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

No.	都道府県	実施市町村数	市区町村									
24	三重県	8	津市①②	四日市市①	松阪市①②	御浜町①	川越町①	亀山市①	熊野市①	鈴鹿市①		
25	滋賀県	8	大津市①	栗東市①	東近江市①②	高島市①	日野町①②	竜王町①	湖南市①②	野洲市②		
26	京都府	1	向日市①									
27	大阪府	9	堺市①	枚方市①	富田林市①	茨木市①	寝屋川市①	河内長野市①	大阪狭山市①	熊取町①②		
28	兵庫県	8	神戸市①②	明石市①	宝塚市①	西宮市①②	三木市①	川西市①	播磨町①	太子町①		
29	奈良県	5	奈良市①	天理市①	御所市①	橿原市①②	生駒市①					
30	和歌山県	8	橋本町①	新宮市①	湯浅町①	串本町①②	海南市②	広川町②	御坊市②	有田川町②		
31	鳥取県	1	鳥取市①									
32	島根県	2	大田市①②	雲南市②								
33	岡山県	7	岡山市①	倉敷市①②	総社市①	瀬戸内市①	勝央町①	吉備中央町①	赤磐市②			
34	広島県	0										
35	山口県	0										
36	徳島県	6	徳島市①②	小松島市①	吉野川市①②	美馬市①	石井町①	神山町①				
37	香川県	1	高松市①②									
38	愛媛県	0										
39	高知県	1	高知市①									
40	福岡県	5	春日市①	行橋市①	粕屋町①	鞍手町①	大木町①					
41	佐賀県	2	糟野市①	基山町①								
42	長崎県	11	長崎市①②	佐世保市①	諫早市①	大村市①	西海市①②	五島市①	時津町①	波佐見町①		
			川棚町①	長与町①	東彼杵町②							
43	熊本県	10	合志市①②	八代市①②	水俣市①	玉名市①	菊池市①②	阿蘇市①	天草市①	益城町①		
			あさぎり町①	湯前町①								
44	大分県	0										
45	宮崎県	3	都城市①②	串間市①	延岡市①							
46	鹿児島県	11	鹿屋市①②	霧島市①	出水市①	薩摩川内市①②	東串良町①	南さつま市①②	錦江町①	南大隅町①		
			肝付町②	長島町②	曾於市②							
47	沖縄県	20	那覇市①②	うるま市①②	沖縄市①	豊見城市①	南城市①	北谷町①②				
			糸満市①②	八重瀬町①	西原町①②	南風原町①②	国頭村①	嘉手納町①				
			大宜味村①	今帰仁村①②	宜野湾市①	名護市①						
合計		310	①の合計	266	②の合計	116	①②の合計	72				

※ ①...非常勤を含む職員の見金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
 ②...常勤職員を配置するための追加費用(見金改善に必要な費用を含む)の一部を補助する事業を実施している市町村

平成30年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況① (子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村							
			札幌市	函館市	旭川市	帯広市	名寄市	根室市	苫小牧市	石狩市
1	北海道	16	札幌市 弟子屈町	函館市 八雲町	旭川市 安平町	帯広市 京極町	名寄市 池田町	根室市 栗山町	苫小牧市 月形町	石狩市 厚真町
2	青森県	2	五所川原市	三沢市						
3	岩手県	10	盛岡市 花巻市	陸前高田市 住田町	奥州市	一関市	北上市	滝沢市	久慈市	大船渡市
4	宮城県	3	富谷市	登米市	大和町					
5	秋田県	15	横手市 仙北市	鹿角市 能代市	北秋田市 にかほ市	大館市 三種町	湯沢市 八峰町	潟上市 小坂町	大仙市 五城目町	由利本荘市
6	山形県	14	山形市 鶴岡市	南陽市 寒河江市	東根市 遊佐町	天童市 大石田町	酒田市 三川町	尾花沢市 庄内町	米沢市	新庄市
7	福島県	5	福島市	郡山市	いわき市	三春町	飯館村			
8	茨城県	10	水戸市 八千代町	ひたちなか市 東海村	潮来市	北茨城市	かすみがうら市	常総市	石岡市	境町
9	栃木県	10	栃木市 益子町	那須烏山市 芳賀町	小山市	真岡市	足利市	矢板市	壬生町	茂木町
10	群馬県	14	前橋市 沼田市	高崎市 中之条町	安中市 みなかみ町	館林市 玉村町	富岡市 千代田町	桐生市 邑楽町	伊勢崎市	渋川市
11	埼玉県	23	さいたま市 戸田市 ときがわ町	川越市 志木市 嵐山町	越谷市 幸手市 寄居町	本庄市 和光市 川島町	加須市 朝霞市 川島町	春日部市 鶴ヶ島市 上里町	熊谷市 美里町 滑川町	飯能市 吉見町 鴻巣市
12	千葉県	12	千葉市 八千代市	市川市 富津市	銚子市 東庄町	流山市 酒々井町	勝浦市	習志野市	浦安市	鴨川市
13	東京都	5	町田市	青梅市	板橋区	中野区	文京区			
14	神奈川県	8	横浜市	横浜賀市	横須賀市	平塚市	茅ヶ崎市	座間市	開成町	清川村
15	新潟県	3	新潟市	南魚沼市	魚沼市					
16	富山県	0								
17	石川県	9	金沢市 志賀町	七尾市	白山市	小松市	野々市市	加賀市	輪島市	羽咋市
18	福井県	3	坂井市	鯖江市	越前町					
19	山梨県	4	中央市	笛吹市	昭和町	身延町				
20	長野県	4	松本市	上田市	伊那市	木曾町				
21	岐阜県	8	中津川市	関市	可児市	瑞浪市	惠那市	多治見市	大垣市	高山市
22	静岡県	6	藤枝市	御殿場市	袋井市	伊東市	島田市	裾野市		

平成30年度 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況② (子ども・子育て支援交付金 交付申請ベース)

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村							
			名古屋	豊川	一宮	日進	半田	蒲郡	津島	春日井
23	愛知県	13	名古屋 愛西市	豊川市 知多市	一宮市 扶桑町	日進市 瀬戸市	半田市 大府市	蒲郡市	津島市	春日井市
24	三重県	7	津市	松阪市	熊野市	四日市市	菟野町	紀北町	御浜町	
25	滋賀県	6	東近江市	米原市	守山市	湖南市	日野町	竜王町		
26	京都府	4	京都市	木津川市	長岡京市	城陽市				
27	大阪府	4	大阪市	富田林市	島本町	忠岡町				
28	兵庫県	8	神戸市	尼崎市	西宮市	三田市	加古川市	三木市	播磨町	川西市
29	奈良県	4	生駒市	天理市	桜井市	田原本町				
30	和歌山県	7	田辺市	上富田町	白浜町	有田川町	湯浅町	九度山町	かつらぎ町	
31	鳥取県	1	智頭町							
32	島根県	2	安来市	大田市						
33	岡山県	9	岡山市 里庄町	倉敷市	津山市	赤磐市	美作市	瀬戸内市	笠岡市	矢掛町
34	広島県	2	広島市	東広島市						
35	山口県	2	山口市	宇部市						
36	徳島県	2	小松島市	石井町						
37	香川県	2	高松市	多度津町						
38	愛媛県	1	松山市							
39	高知県	4	南国市	須崎市	土佐市	いの町				
40	福岡県	7	北九州市	久留米市	みやま市	嘉麻市	うきは市	大木町	みやこ町	
41	佐賀県	4	鳥栖市	嬉野市	唐津市	太良町				
42	長崎県	8	長崎市	佐世保市	大村市	西海市	諫早市	長与町	時津町	東彼杵町
43	熊本県	13	熊本市 山都町	合志市 嘉島町	菊池市 湯前町	玉名市 多良木町	八代市 大津町	水俣市	阿蘇市	あさぎり町
44	大分県	5	豊後高田市	別府市	日田市	杵築市	中津市			
45	宮崎県	7	宮崎市	都城市	延岡市	串間市	都農町	高鍋町	綾町	
46	鹿児島県	18	南九州市 垂水市 肝付町	出水市 奄美市	枕崎市 始良市	指宿市 和泊町	西之表市 徳之島町	曾於市 喜界町	志布志市	南さつま市 龍郷町
47	沖縄県	8	うるま市	沖縄市	南城市	宮古島市	宜野湾市	名護市	与那原町	今帰仁村
合計		332								

参考資料3

国の学童保育の運営と施設整備にかかわる予算 (2019年度)

○放課後児童クラブ関係予算 887.8億円(前年度 799.7億円)

1. 運営費等 730.7億円(前年度 655.7億円) 子ども・子育て支援交付金(内閣府所管)

(1) 量的拡充

①放課後児童健全育成事業(運営費)

- ・補助基準額：448.4万円(前年度 430.6万円) ※児童数 36～45人の場合

2019年度 放課後児童健全育成事業の補助単価

1 放課後児童健全育成事業	
(1) 年間開所日数 250日以上	
ア 基本額(1支援の単位当たり年額)	
(ア) 構成する児童の数が1～19人の支援の単位	2,305,000 - (19人-支援の単位を構成する児童の数) × 27,000円
(イ) 構成する児童の数が20～35人の支援の単位	4,484,000 - (36人-支援の単位を構成する児童の数) × 25,000円
(ウ) 構成する児童の数が36～45人の支援の単位	4,484,000円
(エ) 構成する児童の数が46～70人の支援の単位	4,484,000 - (支援の単位を構成する児童の数 - 45人) × 60,000円
(オ) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位	2,917,000円
イ 開所日数加算額(1支援の単位当たり年額)	(年間開所日数 - 250日) × 18,000円(1日8時間以上開所する場合)
ウ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)	
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	(上記要件に該当する開所日数) × 18,000円
エ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)	
(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 392,000円
(イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)	「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数 × 176,000円
(2) 特例分(年間開所日数 200～249日)	
ア 基本額(1支援の単位当たり年額)	
(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位	2,955,000円
(イ) 構成する児童の数が1～19人の施設	1,681,000円
イ 長期休暇支援加算額(1支援の単位当たり年額)	
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合	(上記要件に該当する開所日数) × 18,000円
ウ 長時間開所加算額(1支援の単位当たり年額)	
平日における「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数 × 392,000円	

②放課後子ども環境整備事業

- ア 放課後児童クラブ設置促進事業 ・補助基準額：1,200万円(前年度1,200万円)

- イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の促進

- ・補助基準(加算)額：100万円(前年度100万円)

- ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進 ・補助基準額：500万円(前年度500万円)

③放課後児童クラブ障害児受入推進事業 ・補助基準額：184.7万円(前年度179.6万円)

④放課後児童クラブ運営支援事業

- ア 賃借料補助 ・補助基準額：299.6万円(前年度299.6万円)

- イ 移転関連費用補助 ・補助基準額：250万円(前年度250万円)

- ウ 土地借料補助 ・補助基準額610万円(前年度610万円)

⑤放課後児童クラブ送迎支援事業 ・補助基準額：47.9万円(前年度46.6万円)

(2) 質の向上

- ①放課後児童支援員等処遇改善等事業…保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

- (i) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員(※1)を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。※1 職員は当該全ての業務に主担当でなくともよい。

- (ii) または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員(※2)を配置し、うち1名以上を常勤職員(※3)とする場合に、当該職員の賃金改善を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。※2、3 職員及び常勤職員は(i)の業務や地域との連携協力等全ての業務の主担当でなくともよい。

- ・補助基準額：(i) 157.5万円(前年度157.5万円)、(ii) 301.2万円(前年度301.2万円)

②障害児受入強化推進事業 ・補助基準額：184.7万円(179.6万円)

※医療的ケア児がいる場合の支援384.7万円〔1支援の単位あたり年額〕

③小規模放課後児童クラブ支援事業 ・補助基準額：57.5万円（55.9万円）

（3）その他（放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善）

○放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業…放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

（i）放課後児童支援員を対象に年額12.8万円（月額約1万円）

（ii）経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を終了した者を対象に i と合わせて年額25.6万円（月額約2万円）

（iii）経験年数が概ね10年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象に ii と合わせて年額38.4万円（月額約3万円）

2. 施設整備費 157.0億円（前年度143.9億円）子ども・子育て支援整備交付金（内閣府所管）

ア 新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合
5538.6万円（前年度5312.4万円）

イ 上記以外の場合：2769.3万円（前年度2656.2万円）

ウ 土地借料加算：610万円（前年度610万円）

補助率：【公立の場合】国3分の1、都道府県3分の1、市町村3分の1

【民立の場合】国9分の2、都道府県9分の2、市町村9分の2、社会福祉法人等3分の1

注：放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率のかさ上げを実施（平成28年度～）

【公立の場合】国3分の2、都道府県6分の1、市町村6分の1

【民立の場合】国2分の1、都道府県8分の1、市町村8分の1、社会福祉法人等4分の1

市町村による設置(公立)の場合

従来の補助率	国, 1/3	都道府県, 1/3	市町村, 1/3
かさ上げ後	国, 2/3	都道府県, 1/6	市町村, 1/6

社会福祉法人などによる(民立)の場合

従来の補助率	国, 2/9	都道府県, 2/9	市町村, 2/9	設置者, 1/3
かさ上げ後	国, 1/2	都道府県, 1/8	市町村, 1/8	設置者, 1/4

○放課後に関わる厚生労働省の政府予算 19.6 億円(新規。概算要求は 47.5 億円の内数)

<p>3. 放課後児童対策の推進 19.6億円の内数(一億円)</p> <p>放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。</p> <p>I 子どもの居場所の確保</p> <p>1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保 ○ 待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。※実施主体：市区町村 補助基準額(案)：998千円 補助率：1/3</p> <p>2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保 ○ 地域の实情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。 ※実施主体：市区町村 補助基準額(案)：998千円 補助率：1/3</p> <p>II 育成支援の内容の質の向上</p> <p>1. 放課後児童クラブの質の向上【「若手保育士や保育事業者への巡回支援事業」の対象拡大】 ○ 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図られるよう、放課後児童クラブを巡回するZDバイザーを市区町村等に配置する。 ※実施主体：都道府県、市区町村 補助基準額(案)：4,064千円 補助率：1/2</p> <p>2. 放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育園支援センター事業」及び「保育人材確保支援事業」の対象拡大】 ○ 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育園支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。 ※実施主体：都道府県、市区町村 補助基準額(案)：1,161千円 補助率：1/2</p> <p>◆ この他、放課後児童クラブの先進事例の普及・展開を図るため、先駆的な取組の把握やモデル事業の実施・検証等を行う調査研究を実施。(子ども・子育て支援推進調査研究)</p>	<p>・保育対策総合支援事業費補助金(放課後関連) ・子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(子ども・子育て支援推進調査研究) :19.6億円の内数(一億円)</p>
--	---

参考資料4

学童保育数と補助金、国の施策の推移

年	学童 保育数	「支援の 単位」数	国庫補助総 額(万円)	国の施策の動き
1966				文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1967	515			
1970	1,029			
1971				文部省が留守家庭児童会育成補助事業を廃止し、校庭開放事業に統合
1976	1,932		1億1700	厚生省が都市児童健全育成事業を開始(児童館が整備されるまでの過渡的な期間、学童保育に補助する事業)
1977			1億0800	都市児童館事業を開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1984	5,193		2億8535	
1985	5,449		3億2655	
1986	5,749		3億7000	都市児童館事業廃止
1987	5,938		4億0168	
1988	6,100		4億2742	
1989	6,310		5億2943	
1990	6,708		6億1643	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017		10億1832	厚生省が放課後児童対策事業を開始(留守家庭児童対策は独自の施策で実施するとの方針に転換して、学童保育に補助する事業)
1993	7,516		14億0643	厚生省が学童保育の法制化を検討
1994	7,863		17億9577	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申。日本政府が子どもの権利条約批准
1995	8,143		20億9267	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくる)
1996	8,514		24億1673	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048		31億3180	児童福祉法改正で学童保育を法制化。第2種社会福祉事業に位置づけ。
1998	9,627		46億4644	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231		54億7910	「新エンゼルプラン」策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976		56億9000	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830		59億9000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825		68億8000	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。
2003	13,797		74億3200	障害児加算は2名からに。「次世代育成支援対策推進法」で行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進
2004	14,678		87億2200	ボランティア派遣事業新設。次世代育成支援対策で「子ども・子育て応援プラン」策定
2005	15,309		94億7000	10月、衆議院青少年問題特別委員会で学童保育問題で集中審議
2006	15,858		111億8100	障害児受入加算は一人から補助対象になる。5月9日、少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣が「放課後子どもプランの創設」に合意。
2007	16,668		158億4900	厚生労働省と文部科学省連携による「放課後子どもプラン」スタート。学童保育のか所数を2万か所目標。基準開設日数を250日に。71人以上の大規模学童保育は3年経過後に補助金廃止(3年以内に分割促進)。施設整備費を新たに確保(18億円)。補助金交付要綱を「放課後子どもプラン」関係で一本化。「放課後児童クラブガイドライン」策定
2008	17,495		186億9400	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、仕事と生活の調和行动指針、「新待機児童ゼロ作戦」で「10年後に3倍」が目標設定される。次世代育成支援対策推進法で学童保育整備目標を「参酌標準」化。長時間開設加算変更、障害児受入促進で単価倍増
2009	18,475		234億5300	社会保障審議会少子化対策特別部会で学童保育制度の見直しを検討
2010	19,744		274億2000	政府が「子ども・子育てビジョン」を策定。「幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築」で学童保育制度の見直しも検討。児童数40人前後の学童保育への補助金を大幅増額し適正規模へ移行促進
2011	20,204		307億5000	「子ども・子育て新システム検討会議」基本制度ワーキングチームで学童保育の制度の見直しを検討
2012	20,846		307億6500	「子ども・子育て支援法」、児童福祉法改正が可決成立。学童保育の対象児童の引き上げ、市町村事業として位置づけ、国として省令で基準を策定、市町村は条例で基準を制定、事業計画策定の義務づけなどが決定
2013	21,635		315億7600	国が子ども・子育て支援新制度を具体化。国として学童保育の基準を検討
2014	22,096		383億7100	内閣府の「保育緊急確保事業」で指導員の処遇改善の予算確保。厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」策定。「放課後子ども総合プラン」策定。
2015	-	25,541	575億	国が「放課後児童クラブ運営指針」策定。「子ども・子育て支援新制度」が本格施行。「放課後児童支援員等処遇改善等事業」予算化。
2016	-	27,638	574億8000	補正予算で、施設整備費の国庫補助率かさ上げ。
2017	-	29,287	725億3000	施設整備費の国庫補助率かさ上げ継続。運営費補助基準額の増額。資格・経験等に応じた処遇改善が予算化。地方分権の議論のなかで、「放課後児童健全育成事業」に関わる『従うべき基準』等の見直しを取り上げられる
2018	23,315	31,265	799億7000	地方分権の議論の場で、学童保育の「従うべき基準」の参酌化が閣議決定
2019	23,720	32,654	887億7000	第9次地方分権一括法で、学童保育の「従うべき基準」の参酌化を含む児童福祉法改定。施行日は2020年4月1日

●2018年、新たに策定された「新・放課後子ども総合プラン」とは

2018年6月1日、加藤勝信・厚生労働大臣が閣議後の記者会見で、新たな放課後児童対策のプランを今夏に策定すると発言しました。これは、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分のさらなる受け皿整備を図るといふものです。

2018年9月14日に、「新・放課後子ども総合プラン」が、文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育長・文部科学省大臣官房文教施設企画部長・厚生労働省子ども家庭局長の連名通知として発出されました。「放課後児童クラブ」について、2019年度から2021年度の3年間で約25万人増やし、待機児童を解消する新たな目標を発表しました。その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までの計約30万分の受け皿を整備するといふものです。

●2014年に策定された「放課後子ども総合プラン」とは

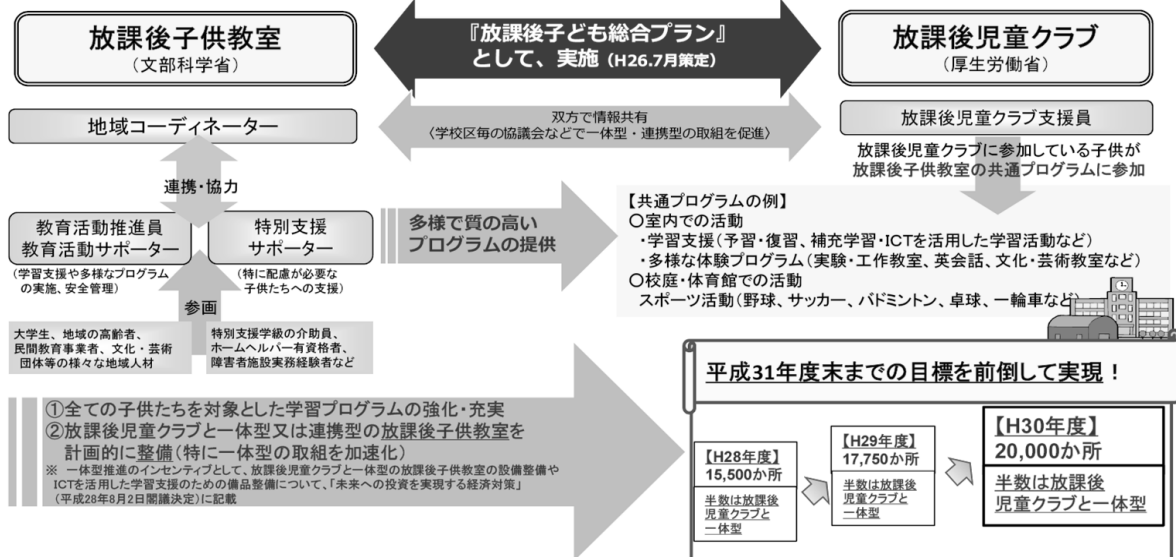
2014年、政府は「放課後子どもプラン」をもとにしてあらたに「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの受入児童数を5年間で30万人(2019年度末までに120万人に)増やすこと、学校施設を徹底活用すること、約2万か所で学童保育と「放課後子供教室」を「一体的に又は連携して実施」し、うち1万か所以上を「一体型」で実施するとしていました。

(注) 放課後子供教室とは、「全国の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである」(放課後子ども教室推進事業実施要綱より)。

放課後子供教室 ～放課後子ども総合プランの推進～

(前年度予算額: 6,295百万円の内数)	【補助率】
29年度要求・要望額: 7,541百万円の内数	国 1/3
地域学校協働活動推進事業の一部で実施	都道府県 1/3
	市町村 1/3

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策を推進



ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)
 共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備(2014年度以降追加的に30万人分を整備)全小学校区(約2万か所)で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

●「放課後子どもプラン」とは

2006年5月に内閣府少子化対策特命大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣がトップダウンで突然、「放課後子どもプラン」の推進を発表しました。そこには、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を「一体的あるいは連

携して」実施していくとの方針が示されていました。

この背景には、1992年頃から、大阪市や横浜市で、すべての子どもを対象に、小学校の余裕教室を使った遊び場、居場所づくり事業、厚生労働省が「全児童対策事業」と呼んでいる事業がはじめられていたことがありました。この、学童保育の事実上の廃止を意味する「全児童対策事業」と学童保育との「一体化」が懸念されていたなか、2003年、川崎市は、それまで公設公営で実施していた学童保育事業を事実上廃止し、「全児童対策事業」である「わくわくプラザ事業」をスタートさせます。

●全国学童保育連絡協議会の要望

全国学童保育連絡協議会は、学童保育と「放課後子供教室」や「全児童対策事業」との場所や事業、職員の「一体化」には強く反対してきました。役割の異なる事業では、学童保育の目的を果たすことは不可能です。

伝承遊びや実験、異世代交流などを体験させるプログラムを行っている民間企業やNPO法人もありますが、これをもって、子どもたちの「生活の場」に置き換えられるものではありません。

また、地域住民等の参加促進で指導員不足を補おうとする動きもありますが、子どもたちの安全・安心な生活に責任をもつには、指導員が継続的に子どもにかかわることが不可欠です。

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の固有の役割を明らかにし、専任職員の複数配置と専用の「生活の場」を確保し、学童保育の生活が保障されるよう働きかけ、「放課後子供教室事業」や「全児童対策事業」とは「連携」するものとして学童保育の拡充を求めています。

「放課後子ども総合プラン」で、学校内で実施されるとして示された「一体型」と言われる構想についても、学童保育の役割が果たせるよう、定まった入所児童が専用室と専任指導員のもとで継続した生活が保障される実施形態となるよう働きかけています。

●「学童保育の質の改善」と「新・放課後子ども総合プラン」をめぐる国の動向

○国は、「全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの」が「一体型」としてしています。

「新・放課後子ども総合プラン」では、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施についてつぎのような考え方が示されました。

① 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。（中略）

また、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。

しかし、学童保育関係者の間では、「市町村の財政状況や受けとめ次第では、両事業が一緒に実施される『一体化』が進められてしまうのではないか」との心配があります。

「新・放課後子ども総合プラン」では、学童保育の充実を図りながら、「放課後子供教室」との連携が図られるようにしていくことが求められます。

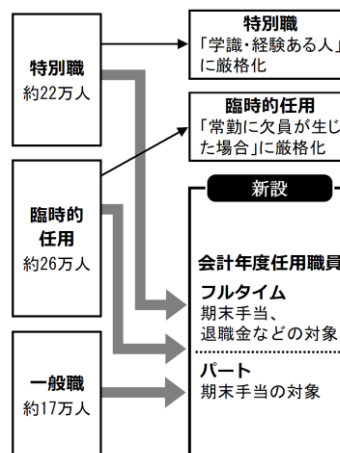
参考資料6

「会計年度任用職員」制度創設に伴う課題

○「会計年度任用職員」とは

2017年5月17日、地方公務員法と地方自治法の一部が改定され、公布されました。今回、改定されたのは、つぎの点です。

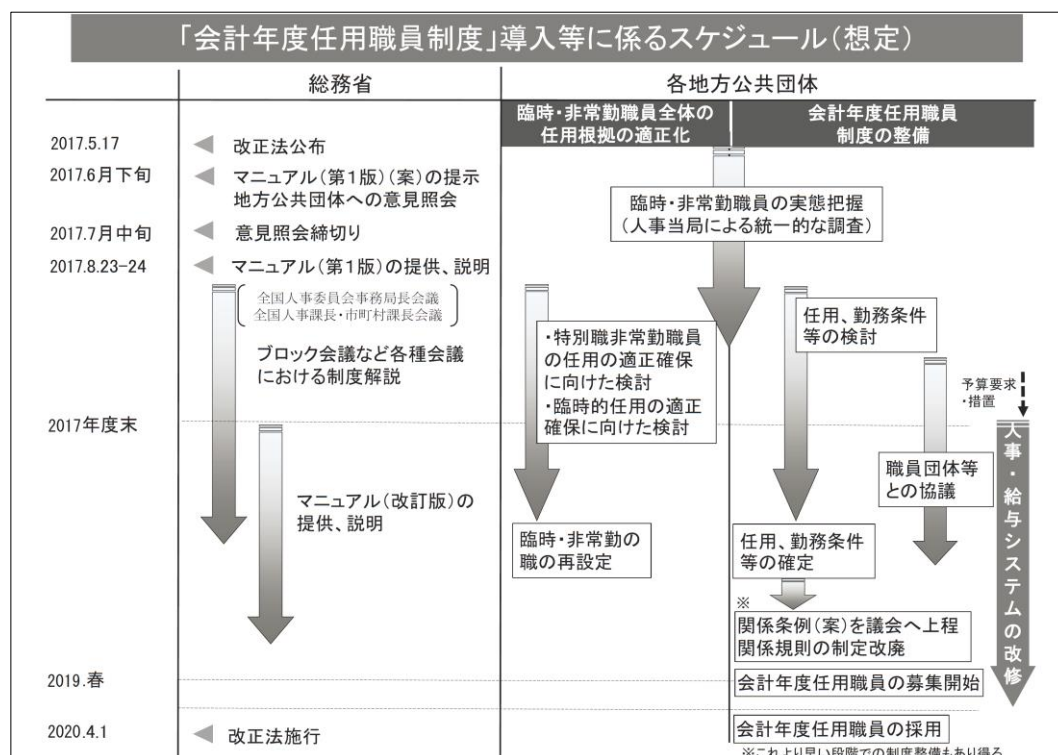
- ・地方公務員の特別職・臨時・非常勤職員について、特別職の任用の要件を「学識・経験のある人」、臨時的任用の要件を「常勤に欠員が生じた場合」に厳格化し、これにあてはまらないものは労働者性の高い「一般職の非常勤職員」とあわせて、新設される「会計年度任用職員」とし、採用方法や任期などを明確にすることとした。
- ・今回、多くの非常勤職員は「会計年度任用職員」へ移行され、期末手当、費用弁償等の支給ができるようになった（自治体の判断による）。ただし、雇用は1年ごとになる。



*人数は2016年4月現在

○「会計年度任用職員制度」の導入等に係るスケジュール

総務省作成資料より



2017年6月28日には、2020年4月施行に向けて、総務省が「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について」を通知し、同年8月29日には「会計年度任用職員制度の導入等に向けた必要な準備等について」（以下、「通知」）、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第1版）」（以下、「マニュアル」）が出されました。

- ・2020年4月施行に向けて想定されるスケジュールの例として、2017年度内に、臨時・非常勤職員の実態を把握するとともに、会計年度任用職員の任用や勤務条件等の検討を行い、職員団体との協議等を経て、2018年度には、これらの任用や勤務条件等を確定することが考えられる
- ・これと並行して、臨時・非常勤職員の実態をふまえ、特別職非常勤職員の任用及び臨時的任用の適正確保に向けた検討を行い、会計年度任用職員制度に移行するなど臨時・非常勤の職の再設定を行う

○ 公立公営の学童保育で雇用される指導員への影響は

公営の学童保育では、3年～5年の期限付で指導員が採用されている地域がある一方、継続雇用されている地域では、一定の空白期間を設けたり、特別職に位置づけることで継続雇用としている地域もあります。雇用条件を見ると、多くの地域では勤務時間を5時間～6時間で設定したり、週や月の総時間数を常勤職員の4分の3を超えない設定にしたりしているため、休息时间（45分）が付与されない勤務や、長期休業中は複数の職員で短時間の交替勤務制のもと保育を行っている地域もあります。

今回の制度改定によって、「事業にかかる負担を軽減させるために、外部委託がすすめられるのではないか」「会計年度任用職員へと切り替えられていくことで、雇用が継続されず、事業の安定性に支障をきたすのではないかな」を懸念する声が公営の学童保育で勤務する指導員からあがっています。

「省令基準」「運営指針」に基づく運営と、指導員に資格が付与されたことを考えれば、事業の中心には、任期の定めのない常勤職員を配置し、事業の安定性・継続性を保障していく必要があります。

2017年度には、各自治体の人事部署が総務省の「マニュアル」に基づき、それぞれの事業の所管に、職の仕事内容やそれに見合う勤務時間数の洗い出しを行うよう求めました。少なくとも、現在の勤務条件を下回らないような働きかけが重要です。

また、総務省の「通知」では、「当該非常勤の職と同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、同一の者が、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て再度任用されることはありうる」、「退職手当や社会保険料等を負担しないようにするため、再度の任用の際、新たな任期と前の任期との間に一定の期間（いわゆる「空白期間」）を設けることは適切でない」ことが示されています。

学童保育の職場で言えば、「省令基準」と「運営指針」に基づいて学童保育の事業を行うならば、子どものいない時間の保育準備（研修の確保、記録を取り、検討を行う時間の確保、施設の維持・管理等々）を含めた仕事内容を、勤務時間に位置づけるために働きかけ、任用、勤務条件等を確定していく必要があります。

総務省は「期末手当等の支給対象とすることができる」、「再度の任用を妨げるものではない」と説明しつつも、具体的な制度設計はそれぞれの自治体の判断にゆだねられるので、「これまでは臨時職員のための配置であったが、有資格者を自治体の正規職員として配置することにする」自治体もある一方で、「雇用は1年ごとになり、継続されないのでは……」といった懸念も出ていますし、実際に「同様の規模の自治体との比較で、午前中の勤務時間削減の提案がなされた」「自治体内のほかの非正規職員との均衡を考えると、学童保育指導員の処遇を下げる」自治体もあります。また、事業に係る負担の軽減のために外部委託がすすめられている地域もあります。

今回の制度改定は、公営の学童保育の維持・あり方、ひいては学童保育全体のあり方に大きな影響を与えるものとして、早急な対応が必要です。

参考資料7 「規制改革推進会議」の動き

○「規制改革推進に関する第4次答申」

内閣府の諮問会議のひとつである規制改革推進会議（2019年7月で設置期限終了）が2018年11月19日に「規制改革推進に関する第4次答申」を示しています。

規制改革推進に関する第4次答申 2018年11月19日

2. 少子高齢化に対応した子育て・介護支援のための規制・制度改革

(1) 学童保育対策（いわゆる「小1の壁」の打破）

- ア 子どもにふさわしい場所の確保
- イ 多様な人材（担い手）の活用
- ウ 質の確保等

このなかで、「学童保育対策（いわゆる「小1の壁」の打破）として、「多様な人材（担い手）の活用」と言いながら、「<基本的考え方>」に「子どもが多様な年齢層と触れ合う機会が減少する中、高齢者が地域社会での活躍の場を自身の居住地に求めていることに鑑み、支援員が高齢者の職業の一つとして積極的に選択される環境を作るべきである」と示し、「<実施事項>」に「厚生労働省は、シルバー人材センターの会員が支援員及び補助員として就業する機会が増えるよう、全国シルバー人材センター事業協会に対して通知する」と示しています。

また、「質の確保等」と言いながら、「<基本的考え方>」 「市区町村や株式会社など様々な経営主体の参入が受け皿確保につながる」と示しています。

○シルバー人材センターの活用についての厚生労働省通知

2018年11月19日に規制改革推進会議で取りまとめられた「規制改革推進に関する第4次答申」には、「シルバー人材センターの会員が放課後児童支援員及び補助員として就業する機会が増えるよう、全国シルバー人材センター事業協会に対して通知する」とあります。

これを受けて、2019年3月15日に、厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課長と厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名で通知が出されました。

年齢や性別を限定した募集を行うことは原則禁止されています。これは「雇用対策法」「男女雇用機会均等法」といった法律で決められたルールです。しかし、高齢者の方が3人目、4人目の補助員として学童保育で勤務することはあったとしても、仕事内容から言っても、有資格者である「放課後児童支援員」として、業務の根幹を担うことには多くの課題があると思われます。

また、もともとシルバー人材センターは“高齢者の生きがいの充実”を目的のひとつとして、「臨時的かつ短期的または軽易な業務」を提供することを目的としたものでした。請負もしくは委任で働く場合も、労働者とはならず、休憩・年休の概念がなく、労災保険の適用はありません。高齢化や労働力人口の減少のさらなる進行が見込まれるなかで、2016年4月施行の高年齢者雇用安定法改正により、派遣もしくは職業紹介の形態で働くことで、労働者性を持たせることが可能となりました。「就業時間の拡大」「『臨時的かつ短期的または軽易な業務』要件の撤廃」も話題になっています。

●全国学童保育連絡協議会が取り組んだ請願署名（37万8,581筆を集め、第198国会に提出）

学童保育（放課後児童健全育成事業）の「従うべき基準」を 堅持することが実現できる財政措置を求める請願書

衆議院議長
参議院議長

殿
殿

____年 ____月 ____日

紹介議員

請願者 氏名

外 名

住所

請願趣旨

学童保育（放課後児童クラブ）は、就労等の理由により日中、家庭に保護者のいない子どもが、放課後および学校休業日に安全に安心して過ごすことのできる「毎日の生活の場」です。

学童保育は1997年に法制化し、児童福祉法に根拠をもつ公的な事業になりました。2015年には、「従うべき基準」として、省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」で「放課後児童支援員」という資格をもった指導員を原則2名以上配置することが示されています。しかし、国や自治体が徐々に施策の拡充を図ってきた側面はあるものの、自治体や学童保育現場によって実施状況はさまざまであり、大きな格差があるのが現状です。「放課後児童支援員」の資格を有した指導員の常勤・専任・複数体制を確立させるために、国の予算の大幅増が必要です。

共働き・一人親家庭等の増加のもと、子どもの生活や育つ環境が厳しくなっているなかで、子どもが安全に安心して生活できること、子どもの成長・発達を支え励まし、保護者と連携を図りながら子育てをする施設である学童保育に対する期待に応えることが必要です。私たちは子どもの命と安全を守るうえで欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保するために、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」策定時の趣旨を十分に踏まえ、「従うべき基準」として定められた基準を堅持し、有資格者の原則2名配置を実現するための財政措置が必要不可欠であると考えます。よって、つぎのとおり請願いたします。

請願事項

1. 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」策定時の趣旨を十分に踏まえ、「従うべき基準」を堅持し、有資格者の原則2名配置を実現するための財政措置をしてください。

氏 名	住 所
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県

●請願署名の説明や記入する際の注意事項は裏面をこらんとください。同じ住所が続く場合は省略しても構いませんが、「〃」は不可です。

※この署名用紙は厳重に保管し、集計後国会に提出します。記入された個人情報は、本国会請願以外の目的に使用いたしません。

【取扱い団体】全国学童保育連絡協議会（会長:木田保男）、住所:東京都文京区本郷2-26-13 【第一次集約】1月31日

学童保育（放課後児童健全育成事業）を拡充し、 子育て支援の充実を求める請願書

衆議院議長
参議院議長

殿
殿

_____年 月 日

紹介議員 _____

請願者 氏名 _____ 外 名 _____

住所 _____

請願趣旨

学童保育（放課後児童クラブ）は、就労等の理由により日中、家庭に保護者のいない子どもが、放課後および学校休業日に安全に安心して過ごすことのできる「毎日の生活の場」です。保護者と指導員は子どもたちによりよい「生活の場」を保障するために必要な要望を自治体に届け、自治体もそれに答えるなかで、学童保育は50年以上にわたって地域の子どもの生活を守ってきました。学童保育が一人ひとりの子どもにとって「生活の場」となるためには、子どもが自ら進んで通いつづけることができ、家庭と同じような雰囲気なかで心を許せる仲間や指導員の存在が欠かせません。また、子どもが学童保育で充実した生活をおくることは、保護者にとって大きな安心と支えにつながります。

学童保育は1997年に法制化し、児童福祉法に根拠をもつ公的な事業になりました。2015年には、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」と「放課後児童クラブ運営指針」が策定され、国の予算も大幅に拡充されつつあります。しかし、国や自治体が徐々に施策の拡充を図ってきた側面はあるものの、自治体や学童保育現場によって実施状況はさまざまであり、大きな格差があるのが現状です。共働き・一人親家庭等の増加のもと、子どもの生活や育つ環境が厳しくなっているなかで、子どもが安全に安心して生活できること、子どもの成長・発達を支え励まし、保護者と連携を図りながら子育てをする施設である学童保育に対する期待に応えることが必要です。

私たちは子育て支援の充実には、子どもの命と安全を守るうえで欠かせない学童保育の拡充が必要不可欠であると考えます。よって、つぎのとおりお願いいたします。

請願事項

1. 子どもの命と安全を守るうえで欠かせない学童保育（放課後児童健全育成事業）を拡充することで、子育て支援を充実してください。

氏 名	住 所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

●請願署名の説明や記入する際の注意事項は裏面を「らんくたさい」同じ住所が続く場合は省略して構いませんが、「川」は不可です。

※この署名用紙は厳重に保管し、集計後国会に提出します。記入された個人情報、本国会請願以外の目的に使用いたしません。

公的責任による学童保育制度の拡充と 財政措置の大幅増額を求める要望書

日頃より学童保育の拡充にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

学童保育を必要とする家庭は年々増加しています。安全に安心して過ごすことのできる放課後の生活の場を求める保護者の願いは、ますます高まっています。学童保育の拡充は国の施策のなかでも重要な課題です。

政府が推進する「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」）の施行で、学童保育については、国の制度、地方自治体の施策も大きく変わりました。

しかし国は、「新制度」施行からわずか5年で「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「設備運営基準」）で示した「従うべき基準」（「放課後児童支援員」の原則複数配置）の参酌化をすすめようとしています。2019年3月には、児童福祉法の改定を含めた「地方分権地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第9次地方分権一括法）が閣議決定され、5月には衆参の本会議で可決されました。

私たちは、国が「設備運営基準」や「放課後児童クラブ運営指針」（以下、「運営指針」）で示した学童保育の役割を果たすための条件整備を公的な責任で実現することが必要であり、財政措置を含めた、国の制度を抜本的に拡充することをくりかえし求めてきました。

「従うべき基準」の参酌化は、一部の事業者や市町村の都合を優先させたもので、子どもにとっての「最善の利益」を守るという児童福祉法の理念に逆行するものです。私たち全国学童保育連絡協議会は、子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障するという観点から、「従うべき基準」の参酌化に断固として反対し、「従うべき基準」の堅持を強く求めてきました。

私たちは、学童保育の量的拡大と質の向上をすすめる際には、「子どもの最善の利益」を盛り込んだ「子どもの権利条約」「児童福祉法」の理念を遵守する立場に立ち、学童保育の目的・役割を果たすことを目的とし、厚生労働省で検討するべきだと考えています。

また、国は、2018年9月に「新・放課後子ども総合プラン」（以下、「新プラン」）を発表しました。「新プラン」は、学童保育について、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備するという内容となっています。「新プラン」では、「放課後子ども総合プラン」に続いて、民間企業も含めた民間サービスの活用について述べられていることや、各地域では、放課後子供教室と学童保育それぞれの事業の目的・役割を果たせていないこと、学童保育を必要とする子どもたちの居場所を放課後子供教室や児童館などの別事業によって本来なら新設すべき学童保育をつくらずに解消しようとしていること、「5時から学童保育（17時までは無料の「全児童対策事業」、17時以降は有料の放課後児童クラブ）が容認されていることに私たちは大きな問題があると考えています。

この他、各地域では、専用室が確保されていないこと、学童保育を必要としても入所できなかった子ども（以下、「待機児童」）が解消されないこと、学童保育の大規模化、民間企業が行う塾や習い事との一体化など、生活の場としての学童保育を実現しがたい実態が多々あります。

つきましては、さらなる制度の見直しと拡充、抜本的な財政措置の拡充を要望します。

要 望 項 目

1 学童保育の国の制度の拡充を図ってください。

- (1) 学童保育を児童福祉施設として位置づける法的整備をしてください。
- (2) 市町村の責任を「利用の促進の努力義務」にとどめることなく、市町村の実施責任を明確にするよう児童福祉法の改正を行ってください。
- (3) 児童福祉法において、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない」（第34条8の2）と定められているように、「全国的な一定水準の質」を確保するために、少なくとも、放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及び人員配置については「従うべき基準」とし、「従うべき基準」を早期に拡充してください。

2 学童保育の量的拡大、質の向上が図られるよう、国として十分な財政措置をはじめとする対策を進めてください。

(1) 補助金の大幅な増額について

「設備運営基準」と「運営指針」に基づく運営が可能となるよう、補助額を大幅に増額し、国の負担割合は少なくとも2分の1に引き上げてください。

(2) 「待機児童」対策、学童保育の整備などについて

学童保育を必要とするすべての子どもたちが入所できるよう、公的責任で、学童保育を整備してください。

その前提として

- ① 「学童保育の必要性」の定義を明確にし、高学年の子どもたちも含めて、「待機児童」を解消するための必要量を把握するよう、市町村に周知してください。
- ② 2020年度から始まる「第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては現事業計画を振り返り、課題・問題点を明らかにして、学童保育を必要とするすべての子どもが入所できる量と質につながる計画となるよう、市町村に周知・徹底してください。
- ③ 市町村が、ひとり親家庭などの経済的に厳しい家庭への保育料の減免などを行えるよう、市町村の行う減免に対して補助を行うなど、国としての制度を創設してください。あわせて、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」および「子供の貧困対策に関する大綱」に明記されている「特別な配慮」が実行できる制度や仕組みを作ってください。

(3) 運営費に関する財政措置について

運営費に関する財政措置を十分に行ってください。

- ① 支援の単位を構成する子どもの数が19名以下の場合を含め、常勤・専任の学童保育指導員を2名以上配置することができるよう、人件費にかかる財政措置を大幅に改善するとともに、国の負担割合を増やしてください。
- ② 常時2名配置体制を行うために、保育の引き継ぎが可能であり、労働時間にも配慮した人員の配置ができる予算組みにしてください。
- ③ 長期休業中などの労働条件を考慮すると、「設備運営基準」の求める学童保育指導員の配置要件を実現するには、支援の単位当たり4人以上の有資格者を確保することが必要です。こうした有資格者の確保が実現できる財政措置をしてください。
- ④ 運営に関わる事務量が著しく増加しています。事務量とその高度化に対応ができるように、事務員の雇用も視野に入れ、事務経費の算定基準を大幅に改善してください。

(4) 施設整備に関する財政措置について

施設整備に関する財政措置を十分に行ってください。

- ① 大規模化解消のために分割を行おうとしても施設の確保が難しい現状があります。補助単価のさらなる引き上げを図ってください。施設整備費の国庫補助額の嵩上げを今後も継続してください。
- ② 賃貸借等により実施する放課後児童クラブの防災対策として予算化されている「放課後児童クラブ設置促進事業（既存施設の改修等）及び放課後児童クラブ環境改善事業（備品購入など）」「放課後児童クラブ運営支援事業（移転関連費用補助）」を今後も継続してください。
- ③ 子どもの命と安全に直結する耐震補強のための予算を確保してください。
- ④ 「放課後児童クラブ運営支援事業」などの要件になっている「待機児童が存在している地域などにおいて」という条件は、待機児童が存在するか否かが特定できず、実情に合いません。すべての学童保育を対象としてください。
- ⑤ 学校敷地外の民家・アパートなどを活用し実施している学童保育に対する賃借料の補助を創設してください。
- ⑥ 「設備運営基準」で定めた子ども一人当たり1.65㎡以上の広さを確保し、一つの支援の単位を構成する子どもの数の基準を守るように、借地・借家も対象とする、増改築に対する補助制度の新設と、財政措置を講じてください。
- ⑦ 学童保育の建物の公設化を奨励する財政措置を強化してください。

(5) 学童保育での事故・ケガなどの賠償対策について

学童保育での保育中（学校から学童保育、学童保育から自宅までの経路を含む）の事故・ケガなどの賠償対策として、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付」の対象に、学童保育も含めてください。

(6) 障害のある子どもの保育に関する財政措置について

希望する障害のある子どもが入所できるよう、財政措置を行ってください。

- ① 子どもの状況に応じて、専任の学童保育指導員が加配できる制度にしてください。
- ② 加配する学童保育指導員を、常勤・専任で雇用できる補助単価にしてください。
- ③ 巡回指導など学童期の専門的な知識をもとめられる課題について、専門職による相談・助言を受けることができるよう、財政措置を含めた施策を創設してください。

3 子どもの命と安全を守る上で欠かせない「学童保育の『全国的な一定水準の質』」を確保してください。

- (1) 学童保育の「質の確保」を図る責任があることを理解し、これまでどおり厚生労働省が定めた基準をもとに学童保育を実施するよう、市町村に働きかけてください。

そのために、

- ① 放課後児童支援員の原則複数配置をはじめとした各自治体における条例内容の後退について調査をし、公表してください。
 - ② 条例を見直し、放課後児童支援員の原則複数配置という基準を後退させた自治体については、質の確保および向上の方策についても調査をし、公表してください。
- (2) 放課後児童支援員の原則複数配置を条例に位置づけている市町村については、補助金を増額してください。
 - (3) 各自治体への調査結果なども踏まえ、厚生労働省として学童保育の「全国的な一定水準の質」を確保するための方策を講じてください。
 - (4) 学童保育への理解を深めてもらうために、行政担当者を対象とした研修を行うよう、都道府県及び市町村に対して、働きかけてください。都道府県及び市町村の学童保育担当職員の「放課後児童支援員認定資格研修」（以下、「認定資格研修」）の受講状況を調査し、公表して改善につなげてください。
 - (5) 「従うべき基準」の参酌化に基づいた条例の変更については、最低基準の切り下げにならないことや、子どもの不利益にならないことなどを利用者などへ十分説明をし、理解を得られるよう、丁寧な対応を図る必要があることを、市町村に周知してください。
 - (6) 運営主体の変更など施策の変更を市町村が行う場合には、利用者などへ十分説明をし、理解を得られるよう、丁寧な対応を図る必要があることを、市町村に周知してください。

4 学童保育指導員の処遇の改善、保育内容の向上が図られるよう必要な措置を講じてください。

- (1) 子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、学童保育指導員の雇用にあたっては、長期的に安定した形態となるよう、必要な条件整備を図ってください。
- (2) 学童保育指導員の処遇の改善をいっそう強力に推進してください。
 - ① 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」については、確実に学童保育指導員の処遇改善につながる明快な仕組みの事業としてください。
 - ② 「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、事業の趣旨や内容および処遇改善に伴う経費も含めた適切な仕組みの事業としてください。Q&Aなどをもとに補助金の活用方法を示してください。
 - ③ 「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の予算単価を増額するとともに、両事業の積極的な活用を市町村に働きかけてください。
- (3) 地方公務員法の改正にともない、自治体で働く学童保育指導員の処遇改善が図れるよう、総務省と連携してください。
- (4) 「認定資格研修」については、当面の間継続し、対象となるすべての現任学童保育指導員が有資格者となることができるよう、都道府県および市町村への援助と財政措置を図ってください。
 - ① 補助単価をさらに引き上げ、講師となる学童保育指導員の代替要員を確保するための費用も補助してください。

- ② 島嶼部、遠隔地、公共交通機関の状況なども考慮して、受講者への補助を行ってください。
- (5) 「放課後児童支援員等資質向上研修」をすべての学童保育指導員が受講できるよう、財政措置を行ってください。
 - ① 講師となる指導員や、勤務日に開催される研修に出席する学童保育指導員の代替要員を確保するための費用などの補助は、運営費に計上するのではなく、別途、「人材確保等研修事業費」としてください。また、実態に見合った額に引き上げてください。
 - ② すべての都道府県及び市町村が計画的に現任者を対象とした研修を行えるように、予算の増額を図るとともに、国の負担割合を引き上げてください。
 - ③ 「運営指針」の内容をもとに「放課後児童支援員等資質向上研修」の充実を図ってください。

5 学童保育指導員の公的責任による全国一律の資格制度を検討してください。「放課後児童支援員認定資格研修」については、「全国的な一定水準の質」が図られるようにしてください。

(1) 学童保育指導員の資格のあり方について

- ① 学童保育指導員の資格について、公的責任による全国一律の資格とする方針を明確にし、具体化してください。
- ② 大学などでの放課後児童支援員の養成課程の整備を図ってください。そのために必要な法整備を行ってください。

(2) 「放課後児童支援員」の認定資格の基礎要件などについて

- ① 「認定資格研修」において、科目数と時間（16科目24時間）を一部緩和することは、「職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識する」という「認定資格研修」の目的を果たすことはできません。緩和を行わず、「運営指針」の内容をもとに「認定資格研修」を充実し、指導員の専門性を保障するための内容にしてください。
- ② 「放課後児童支援員」の認定資格研修受講の基礎要件（省令10条3）の条件を切り下げず、「設備運営基準」策定時の内容をもとに、学童保育指導員としての専門性を保障できる条件にしてください。

(3) 「認定資格研修」の実施主体について

「認定資格研修」には、「全国的な一定水準の質」を確保することが求められており、人材の確保は、都道府県の重要な責務とされています。「認定資格研修」は都道府県を実施主体としてください。

(4) 「経過措置」後の資格の取り扱いについて

「設備運営基準」に示された「経過措置」後に現場に従事した学童保育指導員のうち、「放課後児童支援員」の基礎要件を満たしている者については、採用後すみやかに「認定資格研修」を修了することを前提として、有資格者としてみなしてください。

6 学童保育の省令基準の改善・拡充を図ってください。

- (1) 子ども集団の規模（支援の単位）は、人数規模の上限を守り、以下の要件を満たすことを求めます。
 - ① 生活をおくるうえでの基礎的な単位（生活集団）が、継続的に分けられていること
 - ② 基礎的な生活をおくる空間、場所、施設・設備が、継続的に分けられていること
 - ③ 子どもの保育に責任を持つ学童保育指導員が、それぞれの単位ごとに複数人配置されること
- (2) 児童数の考え方を「登録児童数」として市町村に周知してください。「登録児童数」をもとにした「支援の単位」や「専用区画」を設定するよう市町村に周知してください。
- (3) 学童保育の役割を果たすために、省令基準を以下の内容に沿ったものに改定してください。また、「参酌基準」を順次「従うべき基準」としてください。
 - ① 広さは子ども一人当たり 1.65 m²以上ではなく、学童保育の専用室と必要な専用設備も含めて子ども一人当たり 3.96 m²以上としてください。
 - ② 「基本的な生活単位となる学童保育の集団の規模」として「30人以下」としてください。
 - ③ 「専用区画」というあいまいな規定ではなく、「専用室及び専用とする設備」として明確にしてください。

- ④ 「支援の単位」ごとに固有の専用室を設けることを明記し、資格を有する指導員を2名以上配置してください。
 - ⑤ 児童数が19名以下の施設であっても、専任の学童保育指導員を2名以上配置することとしてください。
 - ⑥ 支援の単位の考え方に「週のうち数日を利用する児童」を含まず、継続的な利用が基本となることを市町村に周知してください。
- (4) 学童保育運営の委託や代行においては、事業の収支、利用者の処遇等について省令基準第15条の「帳簿を整備」に加え、市町村への報告と公開を義務として定めてください。

7 「新・放課後子ども総合プラン」において、「放課後子供教室」と学童保育はそれぞれの事業として実施する方針を堅持し、都道府県および市町村に周知・徹底してください。

- (1) 「放課後子供教室」と学童保育は、それぞれの目的・役割が異なります。二つの事業をひとつにした運営（同じ場所、同じ職員が対応する）では、「就労などにより保育を必要とする子どもたちの毎日の生活の場を保障する」という学童保育の目的・役割は果たせません。それぞれの事業の目的・役割が果たせるよう、引き続き、都道府県および市町村に周知・徹底してください。
- (2) 「新・放課後子ども総合プラン」において、必要とする子どもたちが学童保育で生活できるよう、学童保育を整備してください。
- (3) 「一体型」や「連携して実施」などの表現は、市町村や現場でも混乱の原因となっています。学童保育を「全児童対策事業」に一体化するなどの動きを生み出す懸念があるため、適切な表現にあらためてください。
- (4) 「新・放課後子ども総合プラン」にある「共通プログラム」の実施にあたっては、学童保育固有の生活を守ることが優先される旨、周知・徹底するとともに、プログラムの内容が学習に偏らないようにしてください。

8 自然災害で被災した地域の学童保育の復旧・復興、学童保育を必要とする家庭・子どもが安心して利用できるよう、国としての支援を行ってください。

「東日本大震災」・「平成28年熊本地震」、「平成29年7月九州北部豪雨」、大阪北部地震、「平成30年7月豪雨」、「平成30年台風第21号」、「北海道胆振東部地震」と全国各地で自然災害がつづいています。被災した地域では、保育を必要とする子どもの増加や「子どもをひとりで家に置く」ことへの不安もあり、学童保育を求める声は高まっています。また時が経つにつれて、「心のケア」への対策があらためて求められています。被災した地域の子ども・家庭を支える学童保育の役割が果たせるよう、特別な手立てを講じるなど、継続的な支援を進めてください。

- (1) 学童保育の復旧・復興のために万全の措置を講じてください。
- (2) 学童保育に通う子ども、その家庭、学童保育指導員への「心のケア」を行えるように、専門スタッフの巡回や相談、学童保育指導員の研修などが行えるように、財政措置を含めた対応を進めてください。
- (3) 原発事故による被害から子どもを守るために、専門家との協力・連携などの特別な対応を行い、必要な財政措置を講じてください。
- (4) 被災した地域における、学童保育再建のための財政支援策を策定してください。
- (5) 被災に伴う保護者の離職など経済的負担を軽減するために、公的な補助をもとにした保育料の減免措置を実施してください。
- (6) 学童保育の防災・安全対策についての国としての指針を定めるとともに、それにもとづいた補助制度を創設してください。
 - ① 国としての指針に盛り込んでいただきたいこと
 - ・専門家による施設の耐震診断を行うこと。
 - ・施設が使用できなくなった場合は代替の施設をすぐに確保できるようにすること。
 - ・学童保育の早急な再開が難しい場合は、子どもの送迎など必要な手立てを講じること。
 - ・ライフラインが復旧するまでの間、子どもたちの昼食やおやつを確保すること。
 - ・被災地域の保育料の減免を実施すること。
 - ・自然災害による臨時休室については開設日数として計算し、補助金を減らさないこと。
 - ② 防災に関わる物品、設備などの整備を補助してください。

学童保育の「全国的な一定水準の質」の確保 および改善を求める要望書

日頃より、地方自治体の学童保育施策の推進に尽力いただきお礼申し上げます。

政府が推進する「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」）の施行もあり、学童保育は、国の制度、地方自治体の施策も大きく変わり、量的拡大や質の向上が期待されています。

政府が推進する「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」）の施行で、学童保育については、国の制度、地方自治体の施策も大きく変わりました。

しかし国は、「新制度」施行からわずか5年で「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「設備運営基準」）で示した「従うべき基準」（「放課後児童支援員」の原則複数配置）の参酌化をすすめるようとしています。2019年3月には、児童福祉法の改定を含めた「地方分権地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第9次地方分権一括法）が閣議決定され、4月には衆議院の「地方創生に関する特別委員会」において、採決されました。

私たちは、国が「設備運営基準」や「放課後児童クラブ運営指針」で示した学童保育の役割を果たすための条件整備を公的な責任で実現することが必要であり、財政措置を含めた、国の制度を抜本的に拡充することをくりかえし求めてきました。

「従うべき基準」の参酌化は、一部の事業者や市町村の都合を優先させたもので、子どもにとっての「最善の利益」を守るという児童福祉法の理念に逆行するものです。私たち全国学童保育連絡協議会は、子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障するという観点から、「従うべき基準」の参酌化に断固として反対し、「従うべき基準」の堅持を強く求めてきました。

私たちは、学童保育の量的拡大と質の向上をすすめる際には、「子どもの最善の利益」を盛り込んだ「子どもの権利条約」「児童福祉法」の理念を遵守する立場に立ち、学童保育の目的・役割を果たすことを目的とし、厚生労働省で検討するべきだと考えています。

学童保育の指導員には、「保護者の就労などにより保育を必要とする小学生の放課後の安心・安全な生活を継続的に保障すること」「毎日の生活を通して子どもの健やかな成長を図ること」「保護者の働く権利と家族の生活を守ること」という学童保育の役割を果たすために、専門的な知識や技能が求められます。

学童保育の「全国的な一定水準の質」の確保および改善を求め、次の通り要望いたします。

要 望 項 目

- 1 学童保育の基準などを検討する際は、「子どもの最善の利益」を盛り込んだ、子どもの権利条約、児童福祉法の理念を遵守する立場に立ち、学童保育の目的・役割を果たすことを目的とし、厚生労働省で検討してください。
- 2 質の確保については、市町村に任せきりにするのではなく、国としても質の確保の方策について検討してください。
- 3 「放課後児童支援員認定資格研修」については、以下のように要望します。
 - (1) 「放課後児童支援員」の認定資格の基礎要件などについて
 - ① 「放課後児童支援員認定資格研修」（以下、「認定資格研修」）において、科目数と時間（16科目24時間）を一部緩和することは、「職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識する」という「認定資格研修」の目的を果たすことはできません。緩和を行わず、指導員の専門性を保障するための内容にしてください。
 - ② 「放課後児童支援員」の認定資格研修受講の基礎要件（省令10条3）の条件を切り下げず、「設備運営基準」策定時の内容をもとに、学童保育の指導員としての専門性を保障できる条件にしてください。
 - (2) 「認定資格研修」の実施主体について
「認定資格研修」には、「全国的な一定水準の質」を確保することが求められており、人材の確保は、都道府県の重要な責務とされています。「認定資格研修」は都道府県を実施主体としてください。
 - (3) 「経過措置」後の資格の取り扱いについて
「設備運営基準」に示された「経過措置」後に現場に従事した指導員のうち、「放課後児童支援員」の基礎要件を満たしている者については、採用後すみやかに「認定資格研修」を修了することを前提として、有資格者としてみなしてください。

参考資料9

地方議会からの意見書一覧(2019年9月27日現在)

11道県

- ◆北海道議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2018年12月13日)
- ◆岩手県議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書」(2018年10月1日)
- ◆宮城県議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2019年3月12日)
- ◆栃木県議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2018年12月17日)
- ◆埼玉県議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2018年7月6日)
- ◆神奈川県議会「放課後児童健全育成事業の質の確保を求める意見書」(2019年3月15日)
- ◆三重県議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2019年3月15日)
- ◆滋賀県議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2018年12月21日)
- ◆福岡県議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2018年9月27日)
- ◆長崎県議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2019年3月15日)
- ◆鹿児島県議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2019年3月15日)

50市町

- ◇北海道札幌市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2018年10月31日)
- ◇岩手県盛岡市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書」(2019年3月27日)
- ◇岩手県花巻市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書」(2019年3月19日)
- ◇岩手県北上市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書」(2018年12月20日)
- ◇岩手県久慈市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書」(2019年3月19日)
- ◇岩手県陸前高田市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書」(2019年3月22日)
- ◇岩手県滝沢市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書」(2018年12月21日)
- ◇岩手県雫石町議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書」(2019年3月20日)
- ◇岩手県矢巾町議会「放課後児童クラブの職員配置基準等堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2019年3月19日)
- ◇岩手県西和賀町議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書」(2019年3月15日)
- ◇宮城県塩竈市議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2019年6月27日)
- ◇宮城県多賀城市議会「現行の学童保育(放課後児童クラブ)の配置基準の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2019年6月19日)
- ◇山形県天童市議会「放課後児童クラブ職員配置基準等の堅持を求める意見書」(2018年12月21日)
- ◇埼玉県川越市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2018年12月21日)
- ◇埼玉県熊谷市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善のための事業に対する適切な対策を求める意見書」(2019年3月18日)
- ◇埼玉県秩父市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2019年3月19日)
- ◇埼玉県加須市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2019年3月 日)
- ◇埼玉県本庄市議会「放課後児童クラブの職員配置基準の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2019年3月25日)
- ◇埼玉県東松山市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2018年9月25日)
- ◇埼玉県和光市議会「放課後学童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後学童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2019年3月18日)
- ◇埼玉県桶川市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を

- 求める意見書」(2019年3月26日)
- ◇埼玉県久喜市議会「放課後児童クラブ支援員の処遇改善を求める意見書」(2019年 月 日)
 - ◇埼玉県富士見市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2019年3月18日)
 - ◇埼玉県幸手市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2019年 月 日)
 - ◇埼玉県吉川市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2019年3月20日)
 - ◇埼玉県上里町議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2019年3月18日)
 - ◇埼玉県寄居町議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2019年3月)
 - ◇東京都武蔵野市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2018年12月18日)
 - ◇東京都小金井市議会「放課後児童支援員の資格及び配置に関する『従うべき基準』の堅持を求める意見書」(2019年 月 日)
 - ◇東京都東村山市議会「放課後児童支援員」の資格と配置基準の堅持を求める意見書」(2019年2月22日)
 - ◇東京都清瀬市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2019年3月27日)
 - ◇東京都西東京市議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2018年12月5日)
 - ◇神奈川県逗子市議会「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」(2019年3月19日)
 - ◇神奈川県三浦市議会「放課後児童クラブ(学童保育)の質の確保を求める意見書」(2019年9月27日)
 - ◇静岡県焼津市議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2019年3月25日)
 - ◇大阪市議会「放課後児童健全育成事業の質の確保を求める意見書」(2019年2月22日)
 - ◇大阪府堺市議会「放課後児童健全育成事業の質の確保を求める意見書」(2019年3月14日)
 - ◇大阪府吹田市議会「放課後児童健全育成事業の質の確保を求める意見書」(2019年3月25日)
 - ◇大阪府寝屋川市議会「留守家庭児童会の充実を求める意見書」(2019年3月19日)
 - ◇大阪府熊取町議会「放課後児童クラブの職員配置基準(従うべき基準)等の見直しに係って丁寧な検証と、十分な質の確保方策を求める意見書」(2019年3月27日)
 - ◇奈良市議会「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」(2019年3月20日)
 - ◇奈良県大和郡山市議会「放課後児童クラブの職員配置等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2018年12月20日)
 - ◇奈良県橿原市議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2019年 月 日)
 - ◇福岡県北九州市議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2018年12月12日)
 - ◇福岡県行橋市議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2019年3月26日)
 - ◇福岡県遠賀町議会「学童保育(放課後児童クラブ)の質の確保を求める意見書」(2019年3月19日)
 - ◇福岡県鞍手町議会「学童保育支援員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」(2018年12月18日)
 - ◇大分県中津市議会「放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書」(2018年12月20日)
 - ◇大分県日田市議会「放課後児童クラブの質の確保と放課後児童支援員の処遇改善を求める意見書」(2019年3月25日)
 - ◇鹿児島県霧島市議会「放課後児童クラブの質の確保を求める意見書」(2019年7月5日)

学童保育(放課後児童クラブ)実施状況 調査票 (2019年5月1日現在)

全国学童保育連絡協議会調査

都道府県名 [] 市区町村名 [] 全国地方公共団体コード []
 担当部署名 [] 記入者名 () 連絡先 TEL ()

Q1 学童保育の数についてお聞きします

- A 公立公営により、Bに該当しないか所数*1 [④] 「支援の単位」数 [⑤]
 B 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された放課後児童健全育成事業のか所数 [⑥] 「支援の単位*2」数 [⑦]
 C 貴自治体内にある学童保育(放課後児童クラブ)のか所数 [④+⑥の合計] 「支援の単位」総数 [⑤+⑦の合計]

*1 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「雇児育発 0313 第13号平成27年3月13日」にあるとおり、放課後児童健全育成事業を委託するもの、代行するものについては、Bへ。

*2 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」

Q2 学童保育の入所児童の総数と学年別数をお聞きします *長期休業中のみ入所児童はのぞきます

- A 学年別の入所児童数 1年生 [] 人 2年生 [] 人 3年生 [] 人
 4年生 [] 人 5年生 [] 人 6年生 [] 人 その他 [] 人
 B 入所児童総数 [] 人 (Aで回答していただいた合計数になります)

*障害のある子どもも学年の欄に加えてください。幼児なども入所している場合には「その他」で記入してください。

Q3 規模についてお聞きします (Q1のC「支援の単位」総数の規模別の内訳数をお聞きします)

入所児童数	「支援の単位」数	入所児童数	「支援の単位」数	入所児童数	「支援の単位」数
19人以下		36人～40人		56人～70人	
20人～30人		41人～45人		71人～100人	
31人～35人		46人～55人		101人以上	

Q4 学童保育の運営主体についてお聞きします

- A Q1のC「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きします

① 公立公営 () (注)「代行」とは指定管理者制度を導入して運営している場合

② 公社・社会福祉協議会 a 委託() b 補助() c 代行()

③ 運営委員会 a 委託() b 補助() c 代行()

④ 父母会・保護者会 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()

⑤ NPO法人 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()

⑥ 民間企業 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()

⑦ その他法人等 a 委託() b 補助() c 補助無() d 代行()

B ⑦その他法人等が運営している場合、具体的にどこですか(記号を○で囲み、数を記入ください)。

a 私立保育所 () b その他の社会福祉法人 () c 学校法人 () d その他 ()

Q5 開設場所についてお聞きします (Q1のC「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします)

*別紙、調査要領の判定チャートに従って開設場所を選んでください。

- ① 学校敷地内の学童保育専用施設 [] ② 校舎内の学童保育専用施設 []
 ③ 余裕教室(空き教室)を利用 []
 ④ 余裕教室以外の学校施設を利用 [] (施設名=)
 ⑤ 児童館・児童センター内 [] ⑥ 学校敷地外の公設で学童保育専用施設 []
 ⑦ 公民館内 [] ⑧ 公立保育所内 [] ⑨ 公立幼稚園内 []
 ⑩ その他の自治体の所有の施設内 [] (施設名=)
 ⑪ 社会福祉協議会や公社等が設置した施設内 [] ⑫ 私立保育所内 []
 ⑬ 私立幼稚園内 [] ⑭ その他の社会福祉法人が設置した施設内 []
 ⑮ 保護者が建てた専用施設 [] ⑯ アパート・マンションの一室を利用 []
 ⑰ 民家を借用 [] ⑱ 神社・寺院等を利用 []
 ⑲ 町内会・自治会・団地の集会所 []
 ⑳ その他 [] (施設名=)

Q6 公立小学校数と、学童保育の未設置校区数についてお聞きします

A 貴自治体内にある公立小学校の総数 [] 校

B 学童保育がない小学校校区数(未設置校区数) [] 校区

*別校区の学童保育に通っている子どもがいても、当該校区に学童保育がない場合は「未設置校区」とします。

Q7 学童保育の待機児童数についてお聞きします

記号を○で囲んでください。把握している場合は、か所数と人数を記入してください

(待機児童がない場合は0人と記入)。

待機児童を [a 把握していない b 把握している → か所数 [] [] 人]

学童保育(放課後児童クラブ)実施状況 調査要領

全国学童保育連絡協議会調査

Q1 学童保育の数について

貴自治体内にある学童保育(放課後児童クラブ)のか所数と「支援の単位」総数をお聞きします。児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の規定に基づき、貴自治体に届出された放課後児童健全育成事業のか所数⑧と、「支援の単位^{*1}」数⑨、公立公営により、Bに該当しないか所数④と「支援の単位」数⑩のそれぞれを合計したものが、㉑、㉒になります。

*公設民営の場合も、届出が必要です。2015年3月13日付の厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知「放課後児童健全育成事業の届出について」に、実施主体である市町村から放課後児童健全育成事業の委託を受けた者も含まれる」とされています。

(※1)「支援の単位」とは…「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条4に「支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」とされています。

参考 全国学童保育連絡協議会は、学童保育の新設や、大規模化した学童保育の分割を進めて複数の「支援の単位」をおく場合には、次の要件を満たすことが必要と提言しています。

- ア、継続的に基礎的な生活単位(生活集団)が分かれていること
 - イ、継続的で基礎的な生活を送る空間、場所、施設・設備が分かれていること
 - ウ、子どもに責任を持つ指導員がそれぞれ独立して複数配置されること
- また、子どもの集団の規模の上限は「30人まで」と提言しています。

Q2 学童保育の入所児童の総数と学年別数について

2018年5月1日現在の学年別の入所児童数と入所児童総数をお聞きします。

学年別の入所児童数を合計したものが、入所児童数になります。

*長期休暇期間中のみ入所児童はのぞく。長期休暇期間中の入所について、5月1日現在、入所申込みが済んでいても、年間を通して継続的に利用することを前提に申込みをした児童の数を記入してください。

*「児童の数」の算定について、厚生労働省は、「毎日利用する児童(継続して利用することを前提に申込みをした児童)」は「1人」と数え、「一時的に利用する児童(週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童)」については、登録時の利用希望日数に応じて算出した数を加えて「一の支援の単位を構成する『児童の数』」を算出するとしています(2016年1月19日付「放課後児童健全育成事業に係るQ&A(更新版)」)、ここでは、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

*障害のある子どもは学年の欄に加え、幼児などが入所している場合には「その他」で記入してください。

Q3 規模について

「支援の単位」総数の規模別の内訳数をお聞きします。

*定員ではなく、それぞれの入所児童数を記入してください。

*前項と同様、「一時的に利用する児童」についても、「毎日利用する児童」と同じように「一人」と数えて、記入してください。

Q4 学童保育の運営主体について

「支援の単位」総数の運営主体別の内訳数をお聞きします。

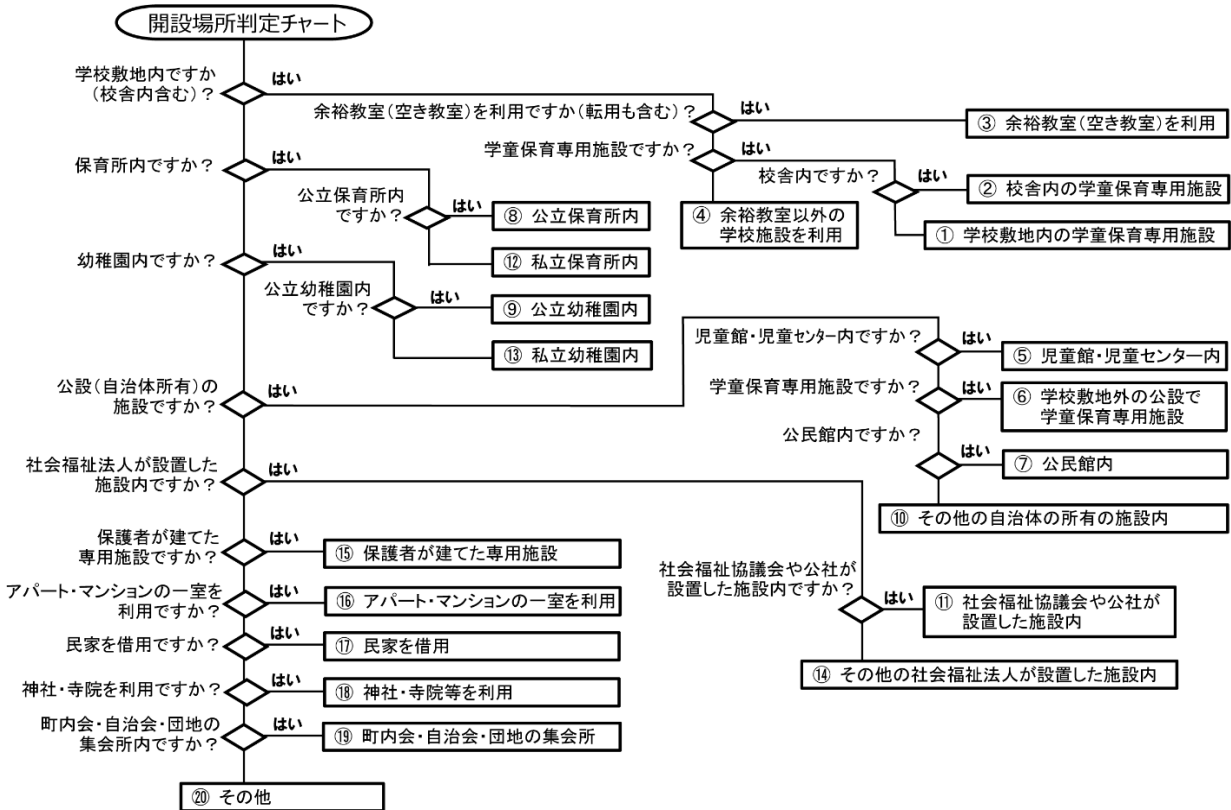
*「地域運営委員会」とは…地域の役職者の方々と、学童保育の父母会・保護者会の代表などで構成されている、学童保育を運営するための組織

*「委託」とは…市町村が実施する責任をもつ事業を、契約にもとづいてほかの事業者者に依頼して運営する形態／「補助」とは…市町村以外のところが行っている事業に対して、市町村が資金の一部を出して、(助成金・補助金など)運営する形態／「代行」とは…市町村が運営している「公の施設」の管理運営の仕事を、条例にもとづいて、ほかの団体(民間企業も含む)に行わせる形態(代行させる団体を、「指定管理者」という)

Q5 開設場所について

「支援の単位」総数の開設場所の内訳数をお聞きします。

*考え方：以下の判定チャートに従って開設場所を選んでください。



*「②校舎内の学童保育専用施設」とはもともと学童保育専用につくられたもの。余裕教室を転用している場合は、「③余裕教室(空き教室)を利用」としてください。

Q6 公立小学校数と、学童保育の未設置校区数について

貴自治体内にある公立小学校の総数をお聞きします。

学童保育がない小学校校区数(未設置校区数)をお聞きします。

*別校区の学童保育に通っている子どもがいても、当該校区に学童保育がない場合は「未設置校区」とします。

Q7 学童保育の待機児童数について

待機児童数を把握していない場合は、「a 把握していない」、把握している場合は「b 把握している」の記号を○で囲んでください。把握している場合は「支援の単位」数と人数を記入してください(待機児童がない場合は0人と記入)。

*待機児童とは…厚生労働省の調査では、「利用(登録)できなかった児童数」として、つぎのように定義されています。「調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用(登録)できなかった児童」。

参考 全国学童保育連絡協議会は、つぎのような場合なども、「待機児童」と考えています。

- ・「全児童対策事業」や「放課後子供教室」、児童館利用など、ほかの事業を学童保育の受け皿として活用している場合
- ・市町村の条例において、利用対象を小学校3年生にまでに制限していて、高学年が継続して通えない場合。
- ・新年度の入所申し込みが、定員を大幅に超えるため、入所申し込みを断念している場合
- ・保護者が育児休業中のため、学童保育の継続ができない場合

全国学童保育連絡協議会は、学童保育の普及・発展を積極的にはかり、学童保育の内容充実のための研究、国や自治体の施策の充実、制度化の運動を推進することを目的として、保護者と指導員が1967年に結成した民間の学童保育専門団体です。

月刊『日本の学童ほいく』の発行、全国学童保育研究集会や全国学童保育指導員学校の開催、学童保育に関する調査研究、『学童保育ハンドブック』などの刊行物の発行、『テキスト 学童保育指導員の仕事』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は都道府県の学童保育連絡協議会です。現在、42都道府県にあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、また、市区町村の連絡協議会は、公営や民営を問わず各学童保育や父母会・保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。

【連絡先】 〒113-0033 東京都文京区本郷2-26-13 TEL03(3813)0477 FAX03(3813)0765

Eメール zghrk@xui.biglobe.ne.jp HP <http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

<主な活動>

◆全国学童保育指導員学校の開催（2019年）

	日 程	会 場	受講者数
北海道会場	6月23日(日)	北海道札幌市・かでの2.7	399名
東北会場	7月7日(日)	宮城県仙台市・仙台国際センター大ホール、 宮城教育大学	746名
北関東会場	6月23日(日)	群馬県前橋市・共愛学園前橋国際大学ほか	850名
南関東会場	6月2日(日)	神奈川県横須賀市・神奈川県立保健福祉大学	542名
西日本(三重)会場	6月2日(日)	三重県鈴鹿市・鈴鹿大学	586名
西日本(滋賀)会場	6月9日(日)	滋賀県彦根市・滋賀県立大学	647名
西日本(岡山)会場	6月2日(日)	岡山県倉敷市・川崎医療福祉大学	558名
四国会場	6月24日(日)	香川県高松市・高松テルサ	320名
九州会場	6月17日(日)	福岡県春日市・クローバープラザ	1260名

◆第53回全国学童保育研究集会in神奈川の開催

2018年10月20日(土)～21日(日) 神奈川県 横浜文化体育館、関東学院大学・金沢八景キャンパス 4,588名参加

◆月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行（1974年創刊、年間定期購読者約4万人）

◆実態調査活動 ①学童保育数調査（毎年実施）②学童保育の詳細な実態調査（最新調査は2018年）③指導員の実態調査（最新調査は2014年実施、2015年報告）④都道府県の単独事業の実施状況調査ほか

◆単行本・資料の発行 <最近の刊行物>

2010年 『入門ガイド 発達障害児と学童保育』（全国学童保育連絡協議会編集協力）

『指導員の公的資格制度を求めて』『学童保育情報 2010-2011』

2011年 『学童保育情報 2011-2012』

2012年 『学童保育情報 2012-2013』

2013年 『改訂版 学童保育ハンドブック』（株）ぎょうせい 『学童保育の実態と課題 2012年版
実態調査のまとめ』『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』

2014年 『学童保育情報 2014-2015』

2015年 『解説と資料 新制度で大きく変わる学童保育』『学童保育ハンドブック』第2次改定版
『学童保育指導員の実態調査報告2015』『学童保育情報 2015-2016』

2016年 『学童保育情報 2016-2017』

2017年 『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事』『学童保育情報2017-2018』

2018年 『学童保育の安全対策・危機管理～「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き』『学童保育
情報 2018-2019』

2019年 『全訂 学童保育ハンドブック』（株）ぎょうせい 『改訂・テキスト 学童保育指導員の仕事
【増補版】』

◆政府や国会、関係団体への陳情など

◆その他 学童保育の情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針（案）」「指導員の研修課
目（試案）」などをまとめ、発表しています。